

第 1 部
総 説

第1章 環境問題の概況

第1節 環境問題の変遷

〈国の変遷〉

我が国は、昭和30年代以降の高度経済成長期において、国民の所得、生活水準は年々大幅な上昇を続けました。高度成長による社会構造及び経済構造の変化、都市化の進展に伴い、環境汚染も加速度的に進行し、特に、四日市ぜん息、熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病のいわゆる四大公害病が発生し、大きな社会問題となりました。

このため国では、昭和42年8月の「公害対策基本法」の制定をはじめとして、昭和45年には公害国会と呼ばれる第64臨時国会が開かれ、公害対策基本法の改正をはじめ、公害関係法の制定及び改正が行われ、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害を中心とした総合的な公害防止対策が進められました。

このような施策の推進と企業の公害防止施設の整備、技術開発等が相まって、激甚な公害が克服されるとともに、環境汚染は全般的に改善の傾向にあります。

また、昭和48年、54年の二度にわたるオイルショックによって我が国の経済は、高度成長から安定成長に移行し、人々の意識に精神的な豊かさを求める気運が高まるなか、各地で地域の特性に根ざした快適な環境づくりに配慮されるようになりました。

近年の環境問題は、人口や社会経済活動の都市への集中が進み大都市地域の窒素酸化物による大気汚染や生活排水等による河川の汚濁等のいわゆる都市・生活型公害に移行しており、また、ダイオキシン類などの有害な化学物質等による環境汚染、さらにはオゾン層の破壊、地球温暖化等、地球的規模で対応すべき環境問題が顕在化してきており、これらの諸問題の解決に向けて、なお一層の多角的な取組が必要な状況にあります。

このため、国においては、環境問題の変化の状況を踏まえて、公害対策基本法に代わって、今日の環境問題に対処していくための基本的枠組みを示す法律とし

て、平成5年に「環境基本法」を制定し、平成6年には、同法に基づき、21世紀に向けた環境施策の大綱として、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期的目標を掲げる「環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の構築を目指すことを定めました。なお、本計画については、地球温暖化をはじめとする環境問題の計画策定後の著しい状況の変化に対応するため、平成12年に見直しを行い、改定しました。

また、国では平成12年を循環型社会元年と位置付け、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律としての「循環型社会形成推進基本法」のほか、個別法として「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」及び「グリーン購入法」を制定するとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」の改正を行いました。さらに、平成14年には「自動車リサイクル法」を制定し、平成15年には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的目標を設定した「循環型社会形成推進基本計画」を策定するなど、既制定の「容器包装リサイクル法」及び「家電リサイクル法」を含め、循環型社会の構築に向け、実効ある取組みが進められています。

〈県の変遷〉

本県における環境問題を見てみると、全国的な傾向と同様、昭和40年代は八戸地域等の工場立地地域における大気汚染、水質汚濁などの産業型公害が中心でしたが、環境保全関係法令に基づく規制の強化及び公害防止施設の整備等により、逐次、産業型公害が改善される一方、都市化の進展、生活様式の多様化等により、生活排水による河川の汚濁等いわゆる都市・生活型公害や廃棄物の問題等が顕在化してきており、多方面における環境対策が求められています。

本県における環境保全対策については、国において公害対策基本法が制定されたのを契機として、昭和42年に公害防止条例を制定し、さらに昭和47年に現行の公害防止条例を公布しました。また、自然環境の保全に関しては、昭和48年に自然環境保全条例を公布し、昭和50年には自然環境保全基本方針を策定し、環境保全関係法令に基づく規制の強化を図ってきました。

一方、行政機構としては、昭和40年に衛生部環境衛生課に公害係が設置され、その後、昭和46年に公害課（現在の環境政策課）としました。昭和47年に自然保

護課が、平成2年に原子力環境対策室（現在の原子力安全対策課）が設置されています。

また、廃棄物対策を担当する部門については、平成4年に生活衛生課（現在の薬務衛生課）の課内室として廃棄物対策室が設置され、平成9年には生活衛生課から廃棄物対策課として独立させています。

その後、平成12年に環境政策課の大気・水質の公害を担当する部門と廃棄物対策課を統合し、環境管理課が設置され、平成13年には環境管理課を環境政策課に統合し、現在に至っています。

岩手県との県境における不法投棄対策については、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されたことを受け、平成24年度までに着実かつ強力で原状回復を推進するとともに、周辺対策を全庁挙げて取り組む必要があること等から、平成14年9月に環境生活部内に設置した県境不法投棄対策チームを発展的に解消し、平成15年9月に環境生活部から独立した組織として県境再生対策室を新たに設置するなど機構の充実を図ってきたところです。

調査研究機関については、昭和46年に八戸市に設置した公害センター、昭和49年に青森市に設置した公害調査事務所等を、平成2年に環境保健センターとして統合・設置し、総合的な調査研究体制の整備を進めてきました。

さらに、平成12年度には、廃棄物対策及び公害対策に係る環境監視機能を強化するため、環境保健センター内に環境管理部（平成15年4月に青森環境管理事務所に改組）を設置するとともに、弘前市、八戸市及びむつ市の3カ所に環境管理事務所を新設しました。

また、環境放射線等の監視・測定については、県内に立地する原子力関連施設への立入調査や環境試料の分析などと併せて総合的に実施するため、環境保健センター放射能部及び六ヶ所放射線監視局を廃止し、平成15年4月に青森県原子力センターを六ヶ所村に設置しました。

このような制度、体制の充実強化をもとに、テレメータシステムによる大気汚染常時監視、八戸地区大気汚染緊急時対策実施要綱の制定、上乘せ排水基準条例の施行、河川等の水質環境基準の類型指定、悪臭・騒音・振動の規制地域の指定、県自然環境保全地域の指定を行うなど、環境行政の進展に努めています。

環境に著しい影響を与えるおそれのある各種開発事業等については、その事業に係る環境の保全に適正な配慮がなされることを確保するため、平成9年4月に「青森県環境影響評価要綱」を施行、平成12年6月に同要綱を廃止、新たに「青森県環境影響評価条例」を施行して、審査指導を行っています。

また、火力発電所、紙パルプ工場、非鉄金属の大規模工場が立地している八戸地域については、昭和50年度以来6回（昭和50年度～54年度、昭和55年度～59年度、昭和60年度～平成元年度、平成2年度～6年度、平成7年度～11年度及び平成12年～度16年度）にわたり、環境基本法の規定に基づいて公害防止計画を策定し、総合的な公害防止対策を推進しています。

地球規模における環境を保全するための対策としては、平成4年4月に「青森県環境保全対策推進本部」を設置し、同年6月には、同本部において地球環境保全に関する取組方針に関する申合せを行ったほか、平成5年3月には環境に配慮した行動を促進するため、「青森県環境教育推進基本方針」を策定しました。また、平成8年3月には、長期展望に立った本県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」を策定し、同年12月には、同構想の趣旨を踏まえ、県民総意の下に環境分野における個別の条例を統括する「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。さらに、平成9年3月には地球環境保全に向け県民・事業者等の行動原則を示すための「あおりアジェンダ21」を、平成10年5月には概ね10年間を計画期間として環境保全施策の基本方針、各主体の役割、地域ごとの環境配慮指針などを具体的に示した「青森県環境計画」を策定しました。この環境計画のうち、県民に密接に関係し、文化観光立県を目指す本県にとって早急に取り組を強化すべきと考えられる18項目の施策で構成される「青森県環境保全施策実行計画」を策定し、この推進のため「青森県環境保全施策推進協議会」を設置し、外部評価も取り入れながら、一層の施策の推進を図っているところです。

第2節 地球環境問題

科学技術の進歩は、人類に大きな繁栄をもたらしましたが、科学技術に支えられた人類の活動は地球の生態系を大きく変化させ、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等の地球規模の環境問題を顕在化させ、人類の生存基盤に脅威を与えています。

これらの地球環境問題の特徴としては、(1)影響が複雑かつ広範囲に及び、十分な科学的解明を待って対策を講じるのでは手遅れになる可能性があること、(2)解決には一国だけではなく、世界各国の協力が必要であること、(3)国際的な政治、経済、社会問題との関係が極めて強いこと等が挙げられ、国際的に取り組むべき重要な課題の一つとして認識されています。

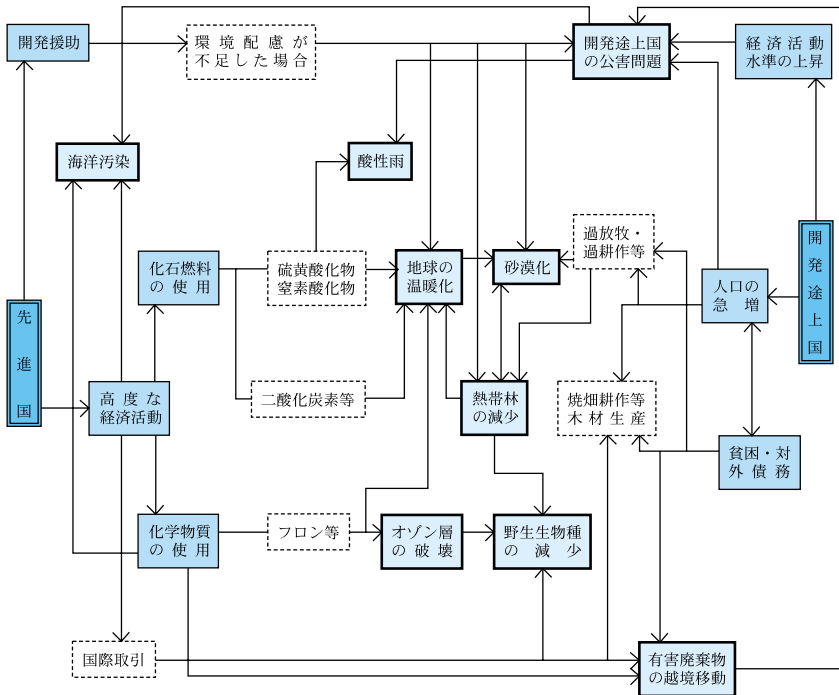


図1-1-1 地球環境問題の相互関係

地球環境問題における国際的取組については、1972年6月にストックホルムにおいて開催された「国連人間環境会議」に端を発し、具体的な対応についての国際的な取決めに関しては、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が大きな契機となりました。同会議においては、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」、そのための詳細な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、広範な分野にわたり環境と開発に関する国際的な枠組が成立しました。1993年2月には、国連加盟国53か国からなる持続可能な開発委員会（CSD）が地球サミットのフォローアップを行う中心機関として設立されています。

また、個々の地球環境問題の取決め等について見ると、地球温暖化防止については、1997年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）において、2008年から2012年までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990年と比較して先進国全体で5.2%、日本としては6%削減するという目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

その後、京都議定書の発効に向けたルールづくりが進められ、2001年7月のボンでのCOP6再開会合において、大枠の政治合意である「ボン合意」が成立し、京都議定書発効を目指して、日本においては2002年6月に批准し、各国においても批准の準備が進められています。

オゾン層の保護については、1992年11月のモントリオール議定書第4回締約国会合において、フロン等のオゾン層破壊物質の全廃前倒し、規制物質の追加などの議定書の改正に併せ、回収・再利用・破壊の促進が決議され、1995年12月の同第7回会合において、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の2020年、臭化メチルの2010年全廃等の規制強化が決定されました。このほかにも、地球環境問題については国際的に種々の取組がなされてきたところです。

このような動き等を踏まえ、国は1992年11月に環境基本法を制定し、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を基本理念の一つとして、地球環境保全等に関する国際協力、監視・観測等に係る国際的連携、地方公共団体・民間団体等の活動促進、国際協力の実施等に当たっての配慮などの基本的施策を定め、また、1993年12月には、関係閣僚会議において「アジェンダ行動計画」を決定しました。

地球温暖化に係る国内対策としては、COP3終了直後の1997年12月には内閣

総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置され、京都議定書の目標を達成するための当面の対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」が1998年6月に同本部により決定されました。1998年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、1999年4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定されました。さらに、京都議定書締結に向けて対策等が検討され、2002年に新たな「地球温暖化対策推進大綱」を策定しているとともに、「地球温暖化対策推進法」が改正されました。

また、オゾン層保護については、1988年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定、2001年6月にはオゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類の適正な回収及び破壊処理等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が成立、公布されました。

表 1-1-1 地球環境問題の概要

項 目	概 要
地 球 温 暖 化	<p>石油、石炭の燃焼によって生ずる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球が温暖化し、北極や南極の氷が溶け、海面が上昇したり、気候の変動が起こり、漁業や生態系に大きな影響を与えられています。</p>
オゾン層の破壊	<p>地上を取り巻く大気圏には、太陽の有害な紫外線を吸収し我々の健康を守っている「オゾン層」があります。工場用の洗剤や冷蔵庫、エアコンなどに使われているフロン、四塩化炭素などの物質は、オゾン層を破壊し、皮膚ガンの増加や生態系への影響を生じさせます。</p>
酸 性 雨	<p>工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずる pH5.6以下の酸性化した雨を言います。ヨーロッパ、北米などにおいては、湖沼の酸性化、森林の衰退、建物や文化財の損害などの被害が出ています。</p>
森林（熱帯林）の減少	<p>地球上の森林は、熱帯林を中心として、過度の伐採、焼畑、薪の採取、放牧などにより近年、急激に減少しています。</p> <p>熱帯林の減少は、野生生物の生息地の破壊、気候変化や土壌流出などの影響をもたらしています。</p>
野生生物種の減少	<p>人間活動による生息・生育地の破壊や乱獲などのため、地球の歴史が始まって以来のスピードで野生生物の種の減少が進んでおり、1990年以降30年間に世界の5～15%の種が絶滅するとの予測がなされています。</p>

項 目	概 要
砂 漠 化	砂漠化の原因は、地球的規模の気候の変動による干ばつのほか、過放牧や薪の採取などが挙げられています。砂漠化が進行しつつある地域は、地球上の全陸地の約4分の1、乾燥地の約70%にあたる36億 ha に達し、世界人口の約6分の1の人々がその影響を受けています。
海 洋 汚 染	船舶の航行や事故、海底油田開発、有害化学物質の流出などにより海洋汚染が発生し、海洋生物、漁業、生態系への深刻な影響などが問題となっています。
有害廃棄物の越境移動	重金属や有害化学物質などが、適正な処理の見込みがないまま他国に送られ、その結果、その国において環境問題が引き起こされています。 環境汚染の拡散を防止するためにも、有害廃棄物の越境移動は地球規模での対応が必要とされています。
開発途上国の公害問題	開発途上国では、工業化の進展や人口の都市への集中にともない、工場の公害防止対策や下水道、ごみ処理施設の整備の遅れから大気汚染、水質汚濁などの公害問題が深刻化しています。開発途上国の多くは、これらの問題に適切に対処していくための資金や技術に乏しいことから、先進国と開発途上国との調整が必要とされます。

第3節 循環型社会の構築に向けて

戦後の社会経済活動の拡大、そして生活においても物質的な豊かさが増す一方、廃棄物の排出量の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加、廃棄物処理施設に対する住民不信の増大など、廃棄物をめぐる問題は深刻化しています。そしてこの解決のためには、これまでの社会経済のあり方や私たちのライフスタイルを見直すことが必要であり、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を進め、最後に適正処分するという物質循環を実現する循環型社会を構築していかなければなりません。

国では平成12年を循環型社会元年と位置付け、同年6月、循環型社会の形成に向けた基本原則、施策の基本事項など対策の枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」を制定し、平成15年3月には同法第15条に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環の形成を通じた、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とし、廃棄物処理について①排出抑制、②製品・部品としての再使用、③原材料としての再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で優先順位を定めているほか、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制や再使用時における環境配慮を進めることをねらいとして、製品の製造者や販売者が製品の使用後の段階においても一定の責任を果たすよう「拡大生産者責任」を課しているのも特徴です。

また、循環型社会形成推進基本法の個別法として、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」が新たに制定されるとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が改正・整備され、先立って制定されていた「容器包装リサイクル法」と「家電リサイクル法」を含めたりサイクル関連法が整備されました。その後、平成14年7月には「自動車リサイクル法」が制定されました。

基本法と合わせて、これらの個別法を一体的に運用することにより循環型社会を目指すものです。

環境基本法

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)

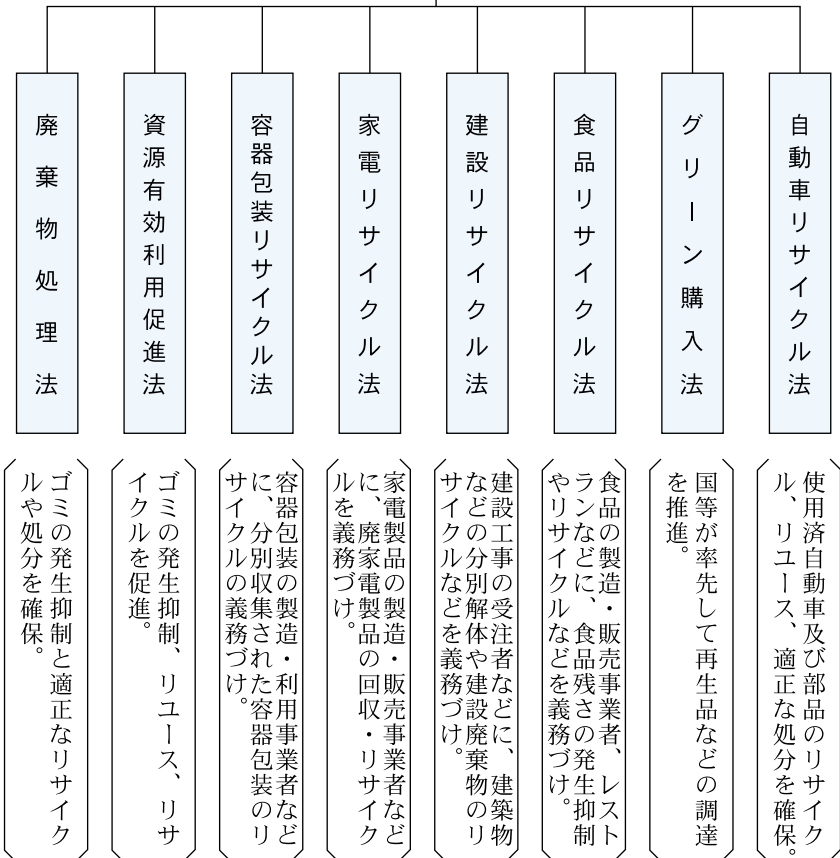


図1-1-2 循環型社会形成推進関連法体系図

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着及び都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大きな脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した、「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものです。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

〈4つの基本理念〉

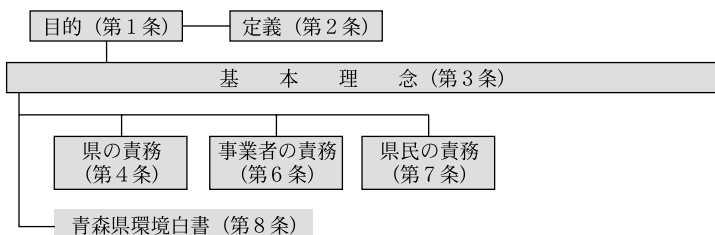
- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

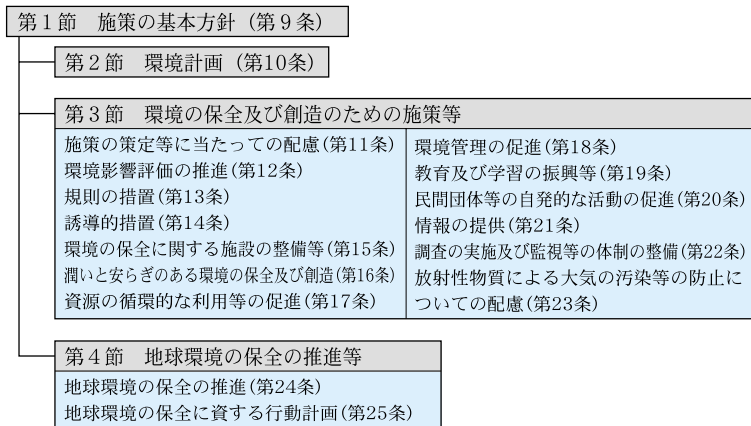
平成8年12月24日
青森県条例第43号

前 文

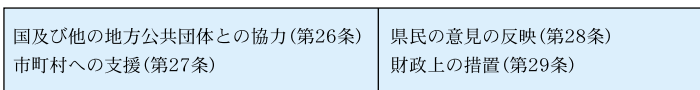
第1章 総則



第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策



第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進



第2節 青森県環境計画

今日の環境問題の動向と特質に適切に対応し、すべての県民の参加と連携により、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図りながら、本県の環境を保全及び創造し、後世に継承していくとともに、地球規模の環境問題への地域からの取組を推進していくため、平成10年5月に「青森県環境計画」を策定しました。

本計画は、平成8年12月に制定した基本条例第10条の規定に基づき、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構想」に掲げる基本目標や望ましい環境像を実現し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定したものです。

本計画は、「豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして」を基本目標とし、望ましい環境像として、

- ・豊かで美しい自然にあふれる青森県
- ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県
- ・歴史と文化を大切にする青森県

の実現をめざしています。

このため、中期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策について、目標と具体的な施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図っていく上での環境配慮の指針を明らかにしています。

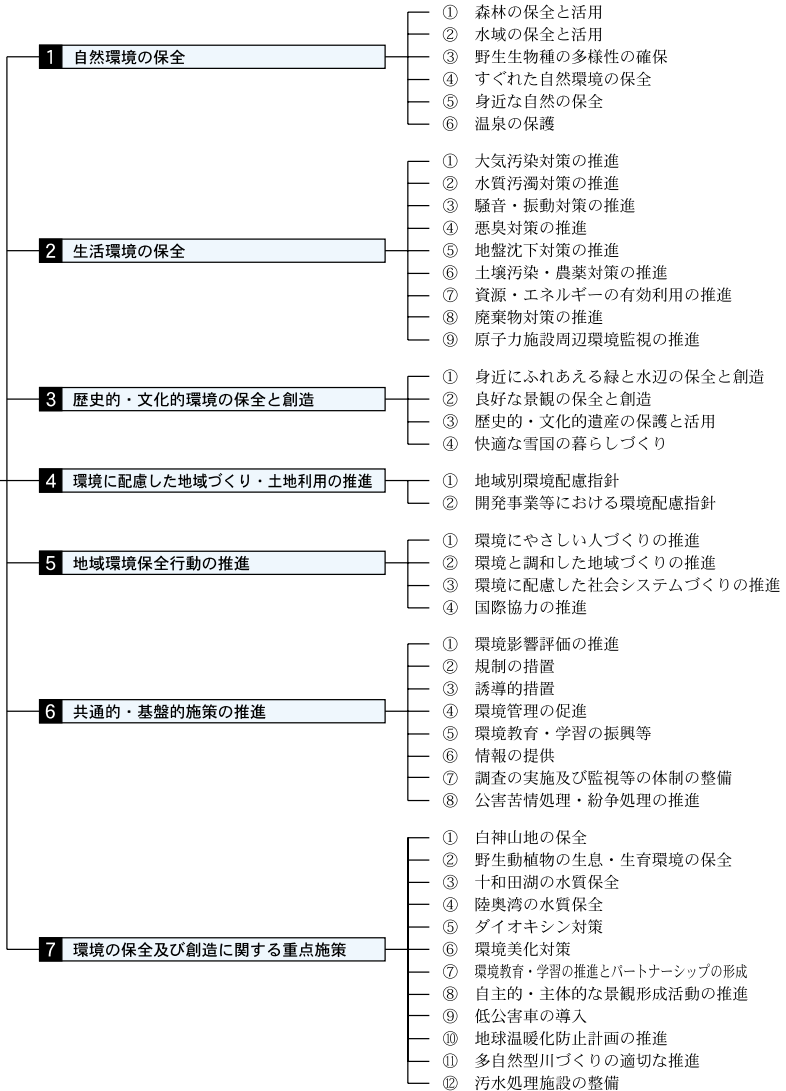


図1-2-2 青森県環境計画の構成

第3節 環境保全施策実行計画

青森県環境計画に掲げた施策の方向を具体化するため、環境美化対策、廃棄物のリサイクル・減量化対策、ダイオキシン対策、十和田湖・陸奥湾の水質対策など、県民生活に密接に関係し、本県にとって早急に取組を強化すべきと考えられる10項目の施策について、「環境保全施策に関する庁内連絡会議」を設置し、関係各課が協議しながら具体的な施策を実施しました。

また、この10項目の施策について今後の取組方針を検討し、その結果を平成11年2月に「環境保全施策の今後の取組方針」（報告書）として取りまとめました。

この報告書では、10項目の施策について、それぞれ現状と課題を把握し、これに対する平成10年度の取組状況を踏まえた上で、今後の取組方針として、施策の基本的方向と中・長期的な課題を定めるとともに、今後の取組方針に基づき平成11年度に実施する具体的な施策を掲げています。

平成11年度には、青森県環境計画に定められている重点施策についても上記10項目の施策と同様に位置付け、具体的に施策を推進することとし、このため、「環境保全施策に関する庁内連絡会議」を「環境保全重点施策調整会議」に改組し、推進体制の強化を図るとともに、平成11年11月には、上記10項目の施策と青森県環境計画に定められた重点施策、計18施策について「青森県環境保全施策実行計画」を策定しました。

平成12年7月には、同計画の達成度についての評価、また助言を得るため、学識経験者等を委員とする「青森県環境保全施策推進協議会」を設置し、外部評価を取り入れながら、各施策の推進を図っています。

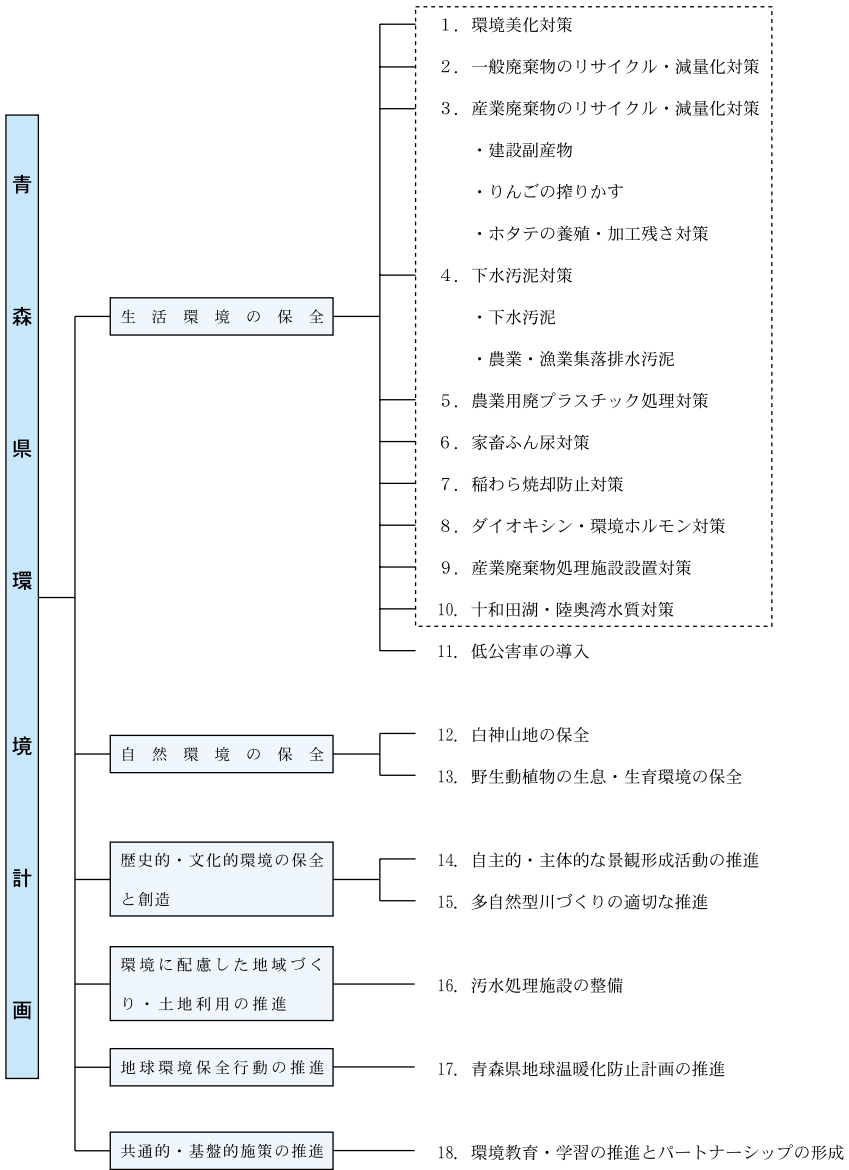


図1-2-3 青森県環境保全施策実行計画の体系

表1-2-1 青森県環境保全施策実行計画の概要

施 策 項 目	主 な 取 組 み 内 容
1 環境美化対策	普及啓発事業により環境美化意識の醸成を図る。
2 一般廃棄物のリサイクル・減量化対策	分別収集計画の策定等により容器包装廃棄物のリサイクル率の向上を図る。
3 産業廃棄物のリサイクル・減量化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物 「青森県建設リサイクル推進行動計画」に基づく減量化・リサイクルを推進する。 ・りんごの搾りかす 将来的に100%リサイクルをめざすこととし、活用事例等の情報提供、流通システムの確立を図る。 ・ホタテの養殖・加工残さ対策 養殖残さについては、地区別に適正処理を図るとともに、加工残さについては、貝殻のリサイクルを促進する。
4 下水汚泥対策	下水汚泥については、減量化（焼却）と焼却灰の資源化（有効利用）の促進を図る。
5 農業用廃プラスチック処理対策	全市町村において、農協を中心とした回収体制を強化・整備する。
6 家畜ふん尿対策	家畜ふん尿処理施設整備等を推進し、家畜ふん尿の「野積み」「素掘り」の解消を図る。
7 稲わら焼却防止対策	稲わら焼却防止の啓発活動等を推進し、稲わら焼却面積の減少を図る。
8 ダイオキシン・環境ホルモン対策	市町村一般廃棄物処理施設の広域化を進めるとともに、生活環境モニタリングを実施する。
9 産業廃棄物処理施設設置対策	県内6ブロックそれぞれにおいて、最終処分場等を適正に確保する。
10 十和田湖・陸奥湾水質対策	下水道等污水处理施設の整備の推進、汚染防止に関する普及啓発活動等の実施により水質の改善を図る。
11 低公害車の導入	県の公用車への低公害車の導入を促進する。
12 白神山地の保全	白神山地ビジターセンターを拠点とした自然観察及び体験学習等各種啓発活動を実施し、白神山地保全に関する意識を高める。
13 野生動植物の生息・生育環境の保全	「青森県レッドデータブック」を基礎として、追跡調査による状況変化の把握と保護対策を実施する。
14 自主的・主体的な景観形成活動の推進	景観形成に関する普及啓発を図るとともに各地域における景観形成の取組みを支援する。
15 多自然型川づくりの適切な推進	河川整備に当たって、住民の意見を反映させるとともに、治水、利水だけでなく環境にも積極的に配慮した河川整備を図る。
16 污水处理施設の整備	「青森県污水处理施設整備構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の整備を進める。
17 青森県地球温暖化防止計画の推進	地球温暖化防止に向けて、県民・事業者・行政が一体となった取組みを推進する。
18 環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成	環境保全に主体的に取り組む態度を育成する学校教育を推進するとともに、あおり地球クラブを通じて環境活動等の情報提供及び環境学習機会提供を行う。また、各主体のパートナーシップ形成のための自主的な環境活動を行うセンター的機能の構築をめざす。

第4節 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため平成13年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します。

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」：現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に維持することです。

また、適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあるため、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふるさとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものです。

「創造」：ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにはない状態を創り出すことではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

◆ 保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境が優れた状態を維持している森林、河川及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等により保全上適切な方向への誘導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

◆ 森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

◇ 森林の適正な維持・管理を推進します。

・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽

- ・森林の適正な間伐や保育の推進
- ・保安林の指定の推進
- ◇ 自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。
 - ・地域の環境特性に配慮した多自然型川づくりや海岸づくりを実施
 - ・自然再生事業への取り組み
- ◇ 人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。

特に次の世代を担う子どもたちが自然とふれあい、遊び、体験ができる場の創出

◆ 啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供などを行います。

◆ ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施します。

◆ 民間団体等の活動を促進

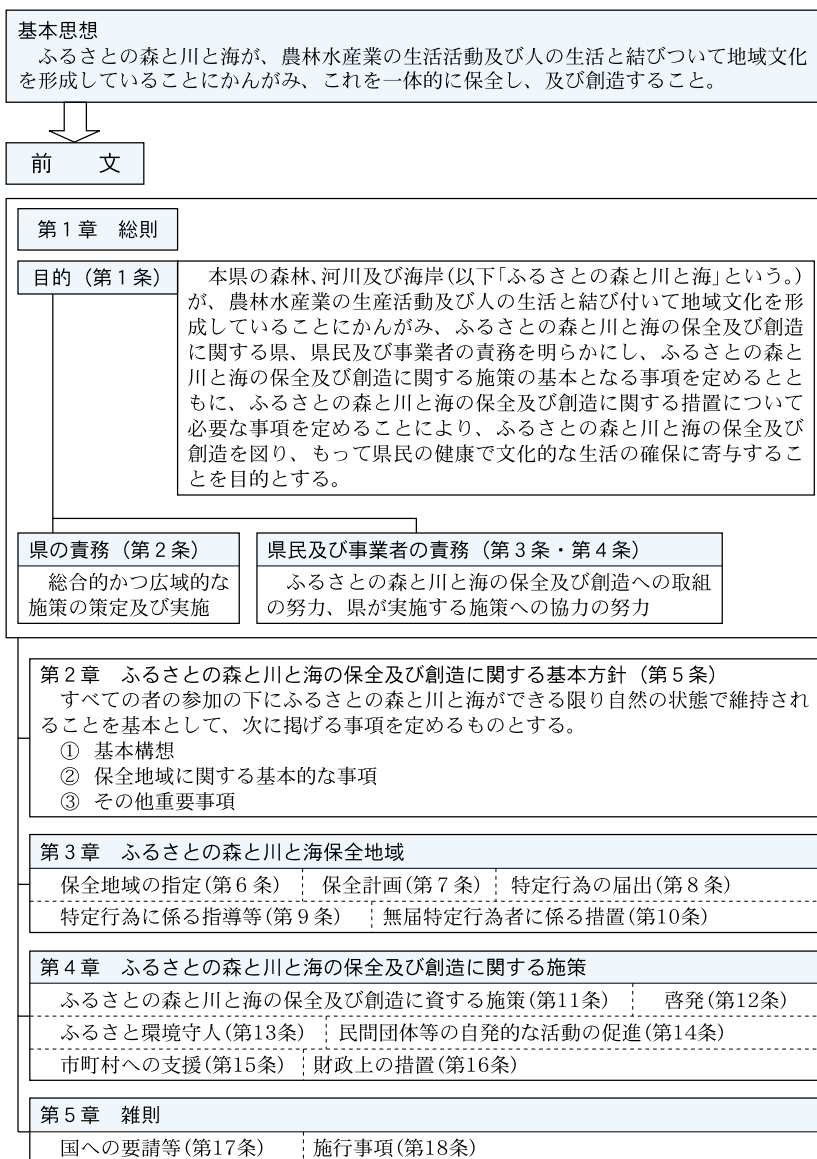
県民、NPO法人その他の民間団体等の活動が促進されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

◆ 林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地方整備局及び水産庁増殖水産部と県の4者で「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚書」を締結（平成14年9月）

◆ 北海道・北東北知事サミットで北東北三県が「ふるさとの森と川と海」を守るという共通理念に立って連携して取り組むことで合意（平成14年8月）

図1-2-4 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系



第5節 青森県地球温暖化防止計画

地球温暖化問題の深刻化を背景としてCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）での京都議定書の採択、地球温暖化対策推進法の施行等国内外における対策の枠組みが整いつつある中、地球温暖化対策を地域レベルにおいて計画的、体系的に推進するため、平成13年4月「青森県地球温暖化防止計画」を策定しました。

本計画では県民・事業者・行政のパートナーシップのもと地球温暖化対策を進めていくことにより、青森県における2010年の温室効果ガス排出量を1990年比で6.2%削減することを目的としています。

2001年度に青森県内から排出された温室効果ガスは約17,561千トン-CO₂と推計されています。この量は1990年度と比較して18.5%増加しています。

また、平成13年7月に、県民、事業者、有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進委員会」を設置したところであり、計画の推進状況の評価とともに、具体的な推進方策の検討を行い、目標達成に向けて各施策の推進を図っています。

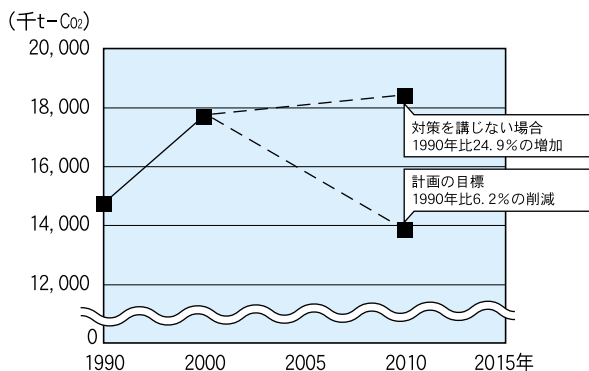


図1-2-5 2010年の予測排出量と目標削減量

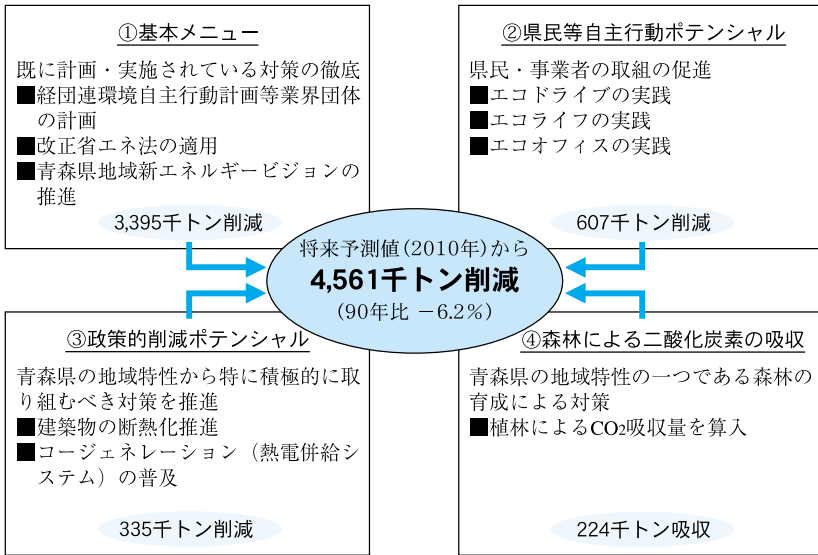


図1-2-6 青森県地球温暖化防止計画における温室効果ガス削減シナリオ

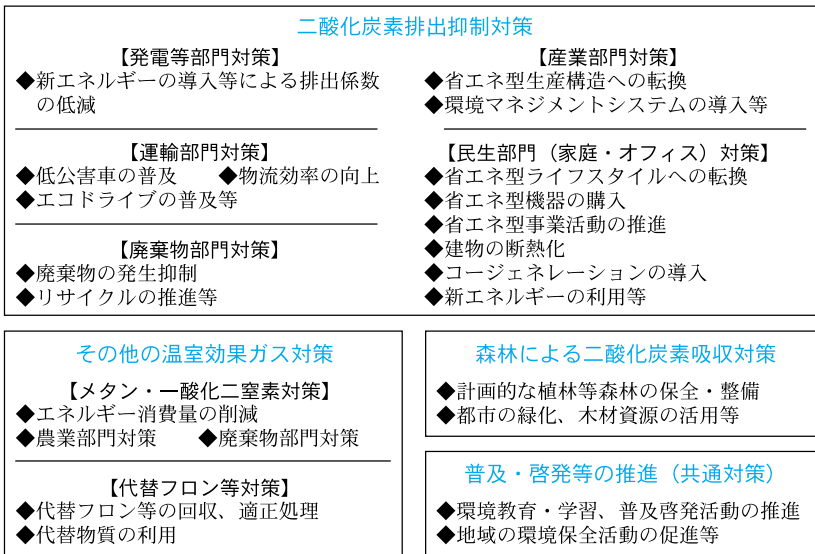


図1-2-7 地球温暖化防止対策の体系

第6節 県の率先行動

1 ISO14001環境マネジメントシステムの導入

県では、組織として環境保全に対する取組みを、より確実、有効なものとするために、環境マネジメントシステムを導入し、平成13年3月、ISO14001の認証を取得しました。

平成15年度には、認証を取得して3年目となり更新時期にあったことから知事事務局の先機関、教育庁、警察本部などへ範囲を拡大したうえで更新審査を受け、平成16年3月に更新しました。

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けては社会全体での取組が求められていますが、事業者においても日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生ずる環境への負荷を継続的に改善していく仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められています。

このため、我が国においても事業者による環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得の動きが活発化しており、自治体にも認証取得の動きが広がっています。

このような中、平成10年10月に開催された北東北三県知事サミットにおいて青森、岩手、秋田の三県が「連携してISO14001の認証取得に向け取り組む」ことが合意され、本県でも平成12年10月より青森県環境マネジメントシステムを運用し、平成13年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成15年度には環境マネジメントシステムに基づき448件の環境目的・目標を設定し、そのうち409件が目標を達成しました。また、目標達成に至らなかった39件については、それぞれ、目標達成に向けて是正措置がとられました。

また、環境マネジメントシステムの構築に向けた事業者に対する支援として、平成10年度より事業者向けセミナー等の開催を行っています。

さらに、商工労働部においては、専門家派遣事業の中でISOの認証取得を促進するため、財団法人21あおもり産業総合支援センターを通じて専門家の派遣を受ける企業に対し、費用の一部を助成しています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として、内容の充実強化とともに新たに対象範囲を県の全ての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン」を策定しました。

本プランでは県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としており、省エネルギー・省資源対策のほか、物品等の調達に当たっての配慮、廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理等を推進することとしています。

さらに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度より「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます。

なお、本プランは、ISO14001環境マネジメントシステムのオフィス活動における行動計画として位置付けています。

表1-2-2 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成14年度実績

取組項目 (個別目標値)		実績			
		基準年(11年度)	15年度	基準年比	
省 エ ネ ル ギ ー 対 策	電気 (kWh) (6.6%削減)	98,451,237	105,845,323	107.51%	
	重油 (ℓ) (6.8%削減)	13,023,700	11,721,760	90.00%	
	灯油 (ℓ) (10.0%削減)	2,660,130	2,558,389	96.18%	
	都市ガス (m ³) (9.0%削減)	309,098	261,768	84.69%	
	LPG (kg) (10.0%削減)	226,123	173,300	76.64%	
	軽油 (ℓ) (6.6%削減)	1,544,902	1,141,275	73.87%	
	ガソリン (ℓ) (7.2%削減)	1,915,792	1,744,833	91.08%	
	ジェット燃料 (ℓ) (5.0%削減)	155,140	155,280	100.09%	
省 資 源 対 策	水 (m ³) (5.0%削減)	1,236,764	1,021,420	82.59%	
	用紙 (枚) (10.0%削減)	179,092,006	159,740,955	89.19%	
物 品 調 達	グリーン調達 率(特定調達 品目)	用紙類	-	99.26%	-
		文具類	-	96.15%	-
		機器類	-	93.69%	-
		O A 機器	-	94.01%	-
		家電製品	-	85.82%	-
		エアコン・エアコン等	-	100.00%	-
		照明機器	-	92.32%	-
		制服・作業服	-	97.00%	-
		カーテン・毛布・布団	-	50.60%	-
		絨毯・カーペット	-	94.73%	-
		ペットフレム・マットレス	-	95.38%	-
		作業手袋	-	79.58%	-
		その他繊維製品	-	98.30%	-
その他	-	60.20%	-		
自動車	-	100.00%	-		
	外注印刷物の判断基準達成率	-	88.51%	-	
廃棄物	廃棄物排出量 (kg) (10.0%削減)	245,450	84,925	34.60%	
温室効果ガス総排出量		約91.6千トン-CO ₂	約88.9千トン-CO ₂	97.05%	

※1 物品調達に係る各項目については12年度からの集計

※2 廃棄物排出量は本庁舎分

第7節 北海道・北東北四道県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北三県知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

表1-2-3 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（三県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（三県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会の形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第7回北海道・北東北知事サミット	H15.9.5	北海道札幌市	文化交流	なし

表 1-2-4 知事サミット合意事項一覧

第2回北東北知事サミット合意事項	
1 三県の連携・協力に向けた仕組みづくり	(1) 「北東北環境フォーラム」の設置
	(2) 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	(3) 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	(1) 「子ども環境サミット」の開催
	(2) 児童向け啓発冊子の作成等
	(3) 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	(1) 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	(2) 環境調和型産業の振興
	(3) 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	(4) 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	(1) 「緑のランドデザイン」の策定
	(2) 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	(1) 三県の率先行動
	(2) 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	(1) 地球環境問題に関する共同研究等
	(2) いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（関係分）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	(1) 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	(2) 三県連携した産業廃棄物不適正処理の監視指導
	(3) 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	(4) 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	(5) 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（関係分）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組みと税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備
	・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（関係分）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	(1) 産業廃棄物の理立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う
	(2) 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う

第8節 北東北三県の広域的産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、不法投棄につながる懸念があること等から、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北3県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金（環境保全協力金）による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

さらに導入する制度の枠組みについて、3県で検討を進めた結果、平成14年8月の知事サミットにおいて、平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

1 青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があること等から、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年1月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています。

産業廃棄物税条例の概要は次のとおりです。

◆ 納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

◆ 課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

◆ 税率

産業廃棄物の重量 1 トンにつき1,000円です。

◆ 徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。

◆ 納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

◆ 税収の用途

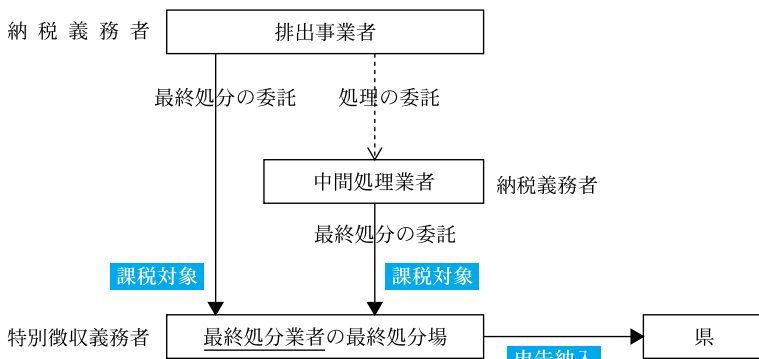
産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

◆ 課税を行う期間

条例の施行状況や社会経済情勢の変化等も勘案し、必要があるときは、条例実施後5年を目途に見直しを行うこととしています。

図1-2-8 産業廃棄物税の課税の仕組み

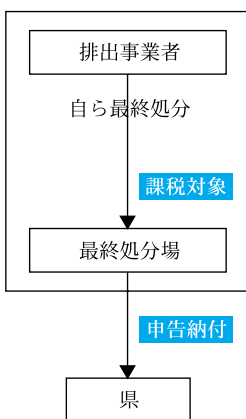
1 最終処分業者に産業廃棄物の最終処分を委託する場合



最終処分業者が、最終処分の委託者から税を徴収し、県に申告納入します。

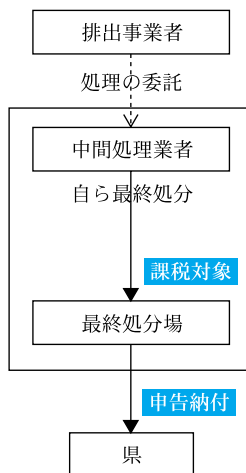
2 事業者（中間処理業者を含む）が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終処分を行う場合

① 排出事業者が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終処分を行う場合
 ※工業用水で一定のものを自ら工業の用に供したことにより発生する汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除きます。



排出事業者が県に申告納付します。

② 中間処理業者が処理の委託を受けた産業廃棄物の中間処理をして、自らが設置する最終処分場で産業廃棄物の最終処分を行う場合



中間処理業者が県に申告納付します。

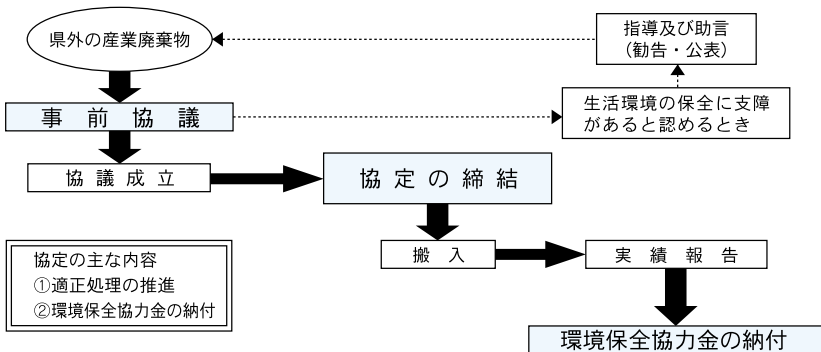
2 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と生活環境の保全を図ることを目的に、

- ・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務付けること
- ・協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができること

を主な内容とし、平成16年1月1日から施行され、平成16年4月以後の県外産業廃棄物の搬入について適用されます。

図1-2-9 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の流れ



第9節 あおもりエコタウンプラン

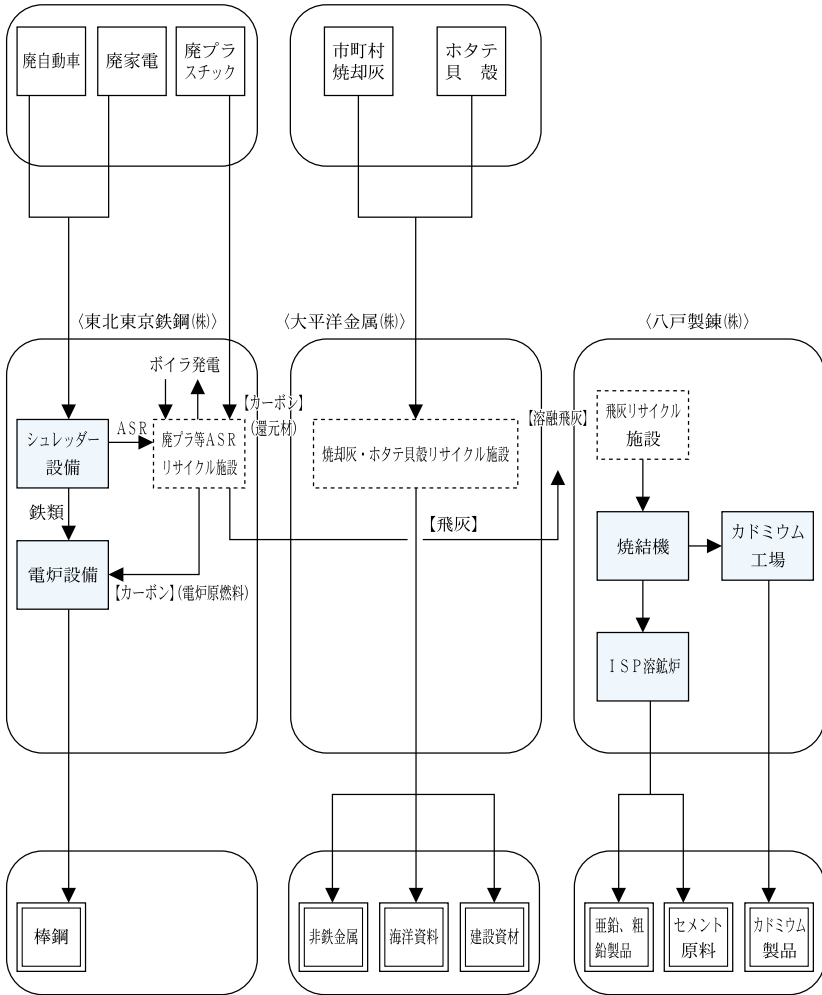
県は、地域の産業蓄積を活かした環境産業の振興と、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じて循環型社会の形成をめざすため、「あおもりエコタウンプラン」を策定し、平成14年12月に国（経済産業省・環境省）から承認を受けました。

本プランでは、八戸地域を資源循環型産業のモデル地域と位置付け、古くから蓄積された金属溶融還元、金属精錬技術を活用して、ホタテ貝殻や一般廃棄物の焼却灰等を安全な形で再資源化することにより、水産資源を育成するための魚礁や天然砂利と同等の品質の人工砂利（人工スラグ）を生産する「焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業」などに取り組むこととしており、廃棄物を出さないゼロエミッションシステムの確立をめざしています。

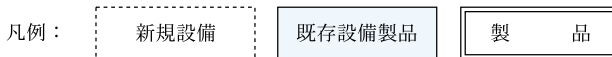
この取り組みにより、本県の産業特性により発生するホタテ貝殻のリサイクルが促進されるとともに、一般廃棄物の焼却灰の再資源化による最終処分量（埋立量）の削減が図られることとなります。また、天然砂利の採取による自然破壊の防止にも資することとなります。

県では、こうした取り組みによって確立されるゼロエミッションシステムを核として、新たなリサイクル事業の創出を図り、地域のリサイクルネットワークの拡大を図っていくこととしており、平成15年度には、「あおもりエコタウンフォローアップ事業基礎調査」を実施し、可能性・必要性が高いリサイクル事業の調査等を進めています。

図1-2-10 あおもりエコタウンプランフロー（完全リサイクルによる廃棄物ゼロモデル）



ASR：廃自動車シュレッダーダスト



第10節 環境・エネルギー産業創造特区

県では、国の構造改革特区制度に基づき、平成14年8月に「環境・エネルギー産業創造特区構想」を国に提案し、これによって認められた規制緩和項目を踏まえ、「環境・エネルギー産業創造特別区域計画」を策定し、平成15年5月に国（内閣官房）の認定を受けました。

この計画は、国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、ゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として世界に貢献する「環境・エネルギーフロンティアの形成」を実現することを目的としています。

現在認められている規制緩和項目は、「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」であり、従来は、親会社一子会社など資本関係などがある場合等に限定されていた電力の供給形態をこうした密接な関係がない場合でも供給が可能とするものです。これにより、分散型電源普及のための実証研究やコジェネレーション設備の共同利用、バイオマス発電など新エネルギーの導入促進や事業活動に伴うエネルギーコストの削減などが期待されます。

計画エリアは、むつ小川原開発地域（16市町村）及び八戸市であり、現在、「マイクログリッド」と呼ばれる電力の供給方式を世界で初めて実証する「八戸市新エネルギー等地域集中実証研究」などの先進的なプロジェクトが進められています。

第11節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及・啓発及び地域住民が行

う環境保全のための実践活動に対する支援等により、県において、環境の保全を図ることを目的として、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を財産とした事業の充実・拡大を図り、地域に根ざした様々な環境保全活動を展開しています。

平成15年度及び平成16年度における環境保全基金事業は、表1-2-5及び表1-2-6のとおりです。

表1-2-5 平成15年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
環境美化推進事業	環境美化意識の高揚を図るためのゴミ等の適正処理のキャンペーン実施
十和田湖水質改善事業	十和田湖の水質と生態系の評価並びに水質・生態系改善施策の施行管理、十和田湖環境保全会議の開催
大気環境保全啓発事業	大気環境保全の意識の周知、地球環境問題及び地球環境問題に関する情報提供
生活排水対策県民啓発事業	保健所職員研修会、一般住民への講習会開催、むつ湾アクアフレッシュ協議会開催、生活排水対策重点地域指定調査実施
子どもエコクラブ活動促進事業	指導者の育成、北東北子ども環境サミットへの派遣支援の実施
エコ商店街形成モデル事業	商店街等において実施する、環境に配慮した事業に対して、エコ商店街形成モデル事業補助金の交付
北東北三県環境副読本共同作成事業	小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師手引書を北東北三県共同で作成、配布
地球温暖化防止計画進行管理	青森県地球温暖化防止計画の進行管理等、地球温暖化防止活動推進員研究事業育成、地球温暖化防止月間シンポジウムの開催

表1-2-6 平成16年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
環境美化推進事業	環境美化意識の高揚を図るためのゴミ等の適正処理のキャンペーン実施
十和田湖水質改善事業	十和田湖の水質と生態系の評価並びに水質・生態系改善施策の施行管理、十和田湖環境保全会議の開催
大気環境保全啓発事業	大気環境保全の意義の周知、地域環境問題及び地球環境問題に関する情報提供
生活排水対策県民啓発事業	保健所職員研修会、一般住民への講習会開催、むつ湾アクアフレッシュ協議会開催、生活排水対策重点地域指定調査実施
子どもエコクラブ活動促進事業	指導者の育成、北東北子ども環境サミットへの派遣支援の実施
北東北三県環境副読本共同作成事業	小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師手引書を北東北三県共同で作成、配布
地球温暖化防止計画進行管理	青森県地球温暖化防止計画の進行管理等、地球温暖化防止活動推進員研究事業育成、地球温暖化防止月間シンポジウムの開催
アイドリング・ストップ推進事業	運輸業界団体等で構成する「アイドリング・ストップ推進連絡会議」の運営、地球温暖化防止活動推進員の研修等
地球にやさしいパートナーシップ形成事業	環境学習実践者データベース運営業務を「青森県環境パートナーシップセンター」に委託し県民、環境保全活動団体、事業者等との連携した活動を支援
あおもり地球クラブ事業	広く県民を会員として募り、環境情報及び環境学習機会の提供をするため、エコライフノートの作成配布、エコスクールを開催

第12節 環境影響評価

1 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、1969年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に、「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成5年の「環境基本法」の制定を契機に、制度見直しの検討が開始され、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月12日から施行されています。

本県においては、平成9年4月から施行した「青森県環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価制度を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年6月23日から施行しています。

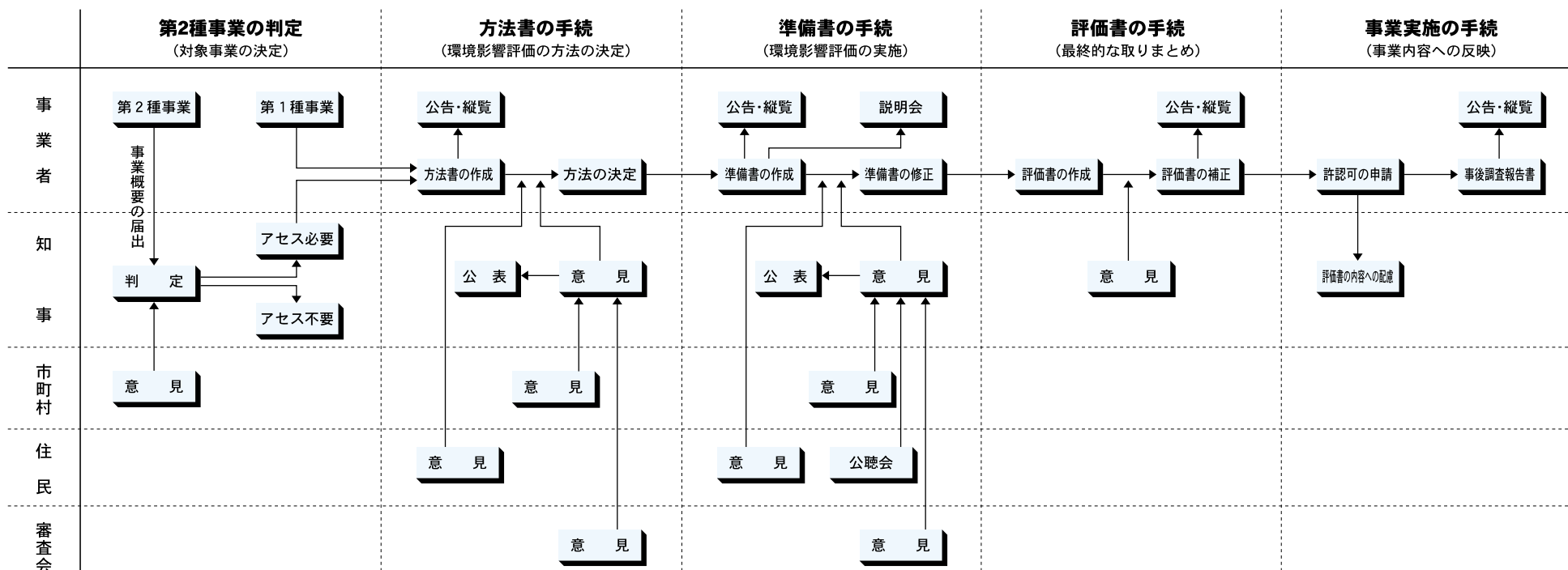
3 環境影響評価の実施状況

環境影響評価法、青森県環境影響評価条例等に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査指導を行いました。

表1-2-7 環境影響評価の審査指導状況（15年度）

根拠法令等	事業名等	方法書	準備書	評価書
環境影響評価法	東通原子力発電所1・2号機新設			○
青森県環境影響評価条例	下北地域広域行政事務組合 汚泥再生処理センター整備事業		○	○

環境影響評価の手続きの流れ



環境影響評価の手続き

1 第2種事業の判定

第1種事業は必ず環境影響評価を行うが、それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。
知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聴いた上で、方法書について意見を述べます。

3 準備書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。
事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べるすることができます。
知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聴き、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

4 評価書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成します。
知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

5 事業実施の手続

事業の実施に当たって許可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することになっています。
また、工事中や施設の完成後に実際に環境へ与える影響が環境影響評価の結果のとおりになっているかどうかについて事後調査を行うことになっています。

表1-2-8 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

	事業の種類	第1種事業	第2種事業
1	道路		
	国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
	トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
2	ダム、堰、河川工事		
	ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
	湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3	鉄道、軌道		
	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
	トンネルの建設	掘削量50万m ³ 以上	
4	飛行場		
	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
	滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5	発電所		
	水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6	廃棄物処理施設		
	焼却施設	焼却能力1日100t以上	
	し尿処理施設	処理能力1日100kl以上	
	PCB処理施設	すべて	
	最終処分場	すべて	
7	公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8	土地区画整理事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
10	工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)	面積50ha～100ha(工業専用地域)
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
13	宅地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
14	農用地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
15	工場・事業場		
	排ガス量	20万m ³ N/h以上	10万m ³ N/h～20万m ³ N/h
	排水量	平均1万m ³ /日以上	平均0.5万m ³ /日～1万m ³ /日
	下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16	畜産施設		
	牛	飼育数1,500頭以上	
	豚	飼育数10,000頭以上	
	鶏	飼育数300,000羽以上	
17	ゴルフ場・レクリエーション施設等		
	ゴルフ場	9ホール以上	
	レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18	土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19	建築物の新築	高さ100m以上	高さ50～100m

第13節 公害防止計画と公害防止協定

1 公害防止計画の概要

公害防止計画は、現に公害が著しい、または人口や産業の集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難である地域について、内閣総理大臣からの指示により、関係都道府県知事が策定する地域計画であり、平成15年度末現在、全国27都道府県32地域において公害防止計画が策定されています。

本県においては、八戸地区新産業都市及び八戸地方拠点都市の中核都市である八戸市の区域について、昭和50年度に第6次地域として計画を策定して以来、5期25年間にわたって公害防止計画を策定し、総合的な公害対策事業を推進してきました。

しかし、依然として一部環境基準を達成できない項目があるなど、引き続き総合的な公害防止対策を講ずる必要があるため、平成12年12月に第6期公害防止計画を策定しました。

第6期公害防止計画の概要については、表1-2-9、また、地方公共団体等に係る計画事業費及び事業者に係る計画事業費については、それぞれ表1-2-10、表1-2-11のとおりです。

表1-2-9 八戸地域公害防止計画の概要

計 画 名	八戸地域公害防止計画	
地 域 の 範 囲	八戸市の区域	
計画同意の年月日	平成12年12月7日	
計 画 期 間	平成12年度～平成16年度	
地 域 の 人 口	242千人（平成11年10月1日）	
地 域 の 面 積	213.97km ²	
計 画 の 目 標	大 気 汚 染	環境基準
	水 質 汚 濁	〃
	土 壌 汚 染	〃
	騒 音	〃
	振 動	大部分の地域住民が日常生活において支障のない程度
	悪 臭	〃 感知しない程度
	地 盤 沈 下	地盤沈下を進行させないこと
計 主 画 要 課 の 題	交 通 公 害 対 策	主要幹線道路沿道の騒音の防止を図る
	河 口 海 域 の 水 質 汚 濁 対 策	河口海域のCODに係る水質汚濁の防止を図る
	廃棄物・リサ イクル対策	事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図る

表1-2-10 地方公共団体等に係る計画事業費

(単位：百万円)

区分	事業名		計画事業費 12~16年度 (A)	12年度 実績	13年度 実績	14年度 実績	15年度 実績 (見込)	合計 (B)	進捗率 (B/A) %	
公害	特別負担 適用事業	下水道終末処理場等	7,287	939	826	820	739	3,324	46	
		廃棄物処理施設	4,605	0	661	158	0	819	18	
		学校環境整備	473	65	2	0	74	141	30	
		公害対策土地利用	403	140	110	30	0	280	69	
		監視測定設備等	36	8	0	0	7	15	42	
		計	12,804	1,152	1,599	1,008	820	4,579	36	
対策	特別負担 非適用 事業費	公共下水道(管渠)	16,127	2,908	2,200	2,170	2,414	9,692	60	
		流域下水道(管渠)	1,460	272	830	553	519	2,174	149	
		畜産経営環境整備	9	9	100	113	79	301	3,344	
		農業集落排水施設整備	1,417	214	263	265	119	861	61	
		合併処理浄化槽設置整備	273	38	60	72	63	233	85	
		公害保健対策(健康被害予防)	95	18	16	14	17	65	68	
		公害防止調査研究(赤潮対策等)	55	10	11	11	5	37	67	
		ごみ運搬用管理施設	51	13	19	7	0	39	76	
		その他	利子補給等	1	0	0	0	0	0	0
			港湾環境整備(廃棄物埋立)	13,630	2,068	3,555	2,675	1,800	10,098	74
			その他	13	0	0	0	0	0	0
計	33,131	5,550	7,054	5,880	5,016	23,500	71			
合計		45,935	6,702	8,653	6,888	5,836	28,079	61		
公害関連事業	公園緑地等整備(都市公園整備)		2,901	559	490	299	308	1,656	57	
	公園緑地等整備(港湾緑化)		1,464	401	152	114	165	832	57	
	交通対策(道路改良)		40,422	10,651	3,831	2,733	4,636	21,851	54	
	合計		44,787	11,611	4,473	3,146	5,109	24,339	54	
総計		90,722	18,313	13,126	10,034	10,945	52,418	58		

表1-2-11 事業者に係る計画事業費

(単位：百万円)

事業名	計画事業費 12～16年度 (A)	12年度 実績	13年度 実績	14年度 実績	15年度 実績 (見込)	合計 (B)	進捗率 (B/A) %
大気汚染防止施設	9,800	1,841	2,789	2,552	1,860	9,042	92
水質汚濁防止施設	2,313	1,280	1,059	1,031	941	4,311	186
騒音防止施設	0	2	1	12	6	21	-
悪臭防止施設	44	42	1	12	12	67	152
産業廃棄物処理施設	49	297	630	665	2,611	4,203	8,578
監視測定機器設備	208	53	45	29	23	150	72
土地又は建物等	44	93	101	40	41	275	625
その他の防止施設	460	33	32	102	122	289	63
合計	12,918	3,641	4,658	4,443	5,616	18,358	142

2 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されて全国的に普及しています。

このことから、本県では、「青森県公害防止条例」、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」、「青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱」及び「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」において、「事業者は、公害の防止等に関する協定を締結するよう努めなければならない。」と規定しており、市町村に対して積極的に企業と公害防止協定を締結するよう指導するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と協定を締結しています。

3 公害防止協定の締結状況

県内の公害防止協定の締結件数は205件であり、このうち県、市町村及び企業の三者が当事者となっているものが15件、市町村と企業が当事者となっているものが181件、地域住民等と企業が当事者となっているものが9件となっています。(平成16年3月31日現在)

第14節 環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、さらにはオゾン層の破壊、地球温暖化など今日の環境問題は私たちの生活に深く関わっています。このような環境問題に対する取組が成果をあげるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及・啓発を図るため事業を展開しており、今後は、さらに環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全の意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等さまざまな分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法及び環境基本条例においても、環境保全に関する教育や学習を振興することなどにより、住民の理解や環境保全活動実施の意欲の増進を図ることを定めています。

本県では、平成8年度から小学校5年生を対象とした環境教育副読本と教師用手引書を作成し、県内全校に配布してきましたが、平成12年度版からは、本県、秋田県及び岩手県が共同でこれらを作成し、三県の小学校5年生全員と担当教師等に配布しています。

子どもエコクラブの活動支援として、サポーター・コーディネーター研修会を開催するとともに、三県共同で平成11年度から「北東北子ども環境サミット」を開催しています。

また、県民の環境に対するニーズに的確に対応するため、平成11年9月に開設した環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を運営するとともに、平成12年2月に「あおもり地球クラブ」を発足させ、自ら環境保全に向けて取り組もうという意欲を持つ県民等を会員として募り、環境問題の現状、環境保全活動の状況等に係る情報及び学習機会を提供することにより、県民等が自ら行う日常生活における環境配慮行動や環境保全活動の促進を図っています。具体的には、エコライフノートの配布、情報誌の発行、エコスクールの開催などを通じて、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています。

表 1 - 2 - 12 平成15年度における普及啓発及び環境教育関連事業

1 普及啓発資料等

資 料 名	概 要	担当課名
ごみ探偵団が行く！	小学生向けのごみの処理について解説した小冊子。	環境政策課
浄化槽の正しい使い方	浄化槽の維持管理について解説。	〃
今日からはじめよう、生活排水対策！	生活排水対策の啓発パンフレット。	〃
エコ・クッキング(台所からの思いやり)	生活排水対策のための食生活の知恵が掲載されている小冊子。	〃
環境副読本「まもろうみんなの地球わたしたちのふるさと」及び同教師用指導書（平成15年度版）	小学校5年生向けの環境副読本及び教師用指導書を、青森県・秋田県・岩手県の北東北三県共同で作成し、県内の小学校5年生全員に配布。	〃
自然観察ガイドブック	県内6地域ごとに選定した自然観察コースのガイドブック。	自然保護課
青森県の自然ビデオ	県内9地域の四季を収録したビデオの貸出し。	〃
青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック及び同普及版	青森県内に生息・生育する野生生物について、絶滅のおそれのある種についてとりまとめた冊子。	〃
平成15年度森と川と海を結ぶ野生生物・自然環境研究発表会研究集録	平成15年10月に行われた同発表会の要旨をとりまとめた冊子。	〃

2 イベント、キャンペーン、コンクール等の実施

イ ベ ント 名	概 要	担当課名
せせらぎウォッチング(水生生物調査)	小学生等による身近な川での水生生物の調査(33団体、882人参加)	環境政策課
スターウォッチング(全国星空継続観察)	大気環境保全の重要性を認識するための星空の観察(延べ14団体、94人参加)	〃
エコ・クッキング発表会	「むつ湾アクアフレッシュ計画」事業の一環として、家庭の台所からの生活排水対策に取り組むため、アイディアの発表会を開催(H15.11、発表6件)	〃

イベント名	概要	担当課名
あおもり地球クラブ	<p>○あおもり地球クラブエコスクール開催</p> <p>第1回「みえない食の安全 ～エコファーマーの取り組み～」 (H15.7、中里町)</p> <p>第2回「みえない自然～微生物のチカラ～」 (H15.8、七戸町)</p> <p>第3回「みえない未来～ラーメンと燃料電池からみえる未来とは?～」 (H15.9、むつ市)</p> <p>第4回「みえない絆～自然と人の絆～」 (H15.10、青森市)</p> <p>第5回「みえない経済～グリーン購入～」 (H15.11、八戸市)</p> <p>第6回「みえない地球～宇宙船地球号～」 (H15.12、弘前市)</p> <p>○あおもり地球クラブニュース発行 第13号 (H15.6)、第14号 (H15.9) 第15号 (H15.12)、第16号 (H16.3)</p>	環境政策課
北東北子ども環境サミット2003インいわて	青森県・秋田県・岩手県の3県合同で小学生及びこどもエコクラブメンバーを対象に、体験的環境学習のためのサミットを、岩手県二戸市等で開催 (H15.8)	”
こどもエコクラブサポーター・コーディネーター研修会	こどもエコクラブの推進及び活性化を図るため、サポーター・コーディネーター研修会を実施。 (H15.12、青森市)	”
ISO14001 環境マネジメントシステム個別相談会	ISO14001環境マネジメントシステム個別相談会を実施。 (H16.1、青森市、弘前市、八戸市)	”

イベント名	概要	担当課名
野生生物・自然環境調査研究発表会	自然環境や野生生物を対象とした発表会を実施。 (発表者9組、参加者150人)	自然保護課
ものを大切にするポスター募集	小・中学生を対象に「ものを大切にする」をテーマとしたポスターの募集。	文化・スポーツ振興課
緑の少年団交流集会	(社)青森県緑化推進委員会主催(県補助)で7地域で開催。(計7回、39団体、854人参加)	林政課
森林・緑に関する標語募集	(社)青森県緑化推進委員会主催(県補助)で小・中学生を対象に募集。(応募総数36校、572点)	林政課
水と緑の教室	小学校高学年を対象に、森・川・海のつながりや、それぞれの果たす役割について学ぶ体験学習会。 (計2回、240人)	林政課
第38回愛魚週間	河川清掃、稚魚放流、体験学習、講演会、絵画・標語募集、式典を実施。(H15.9、深浦町、80人参加)	水産振興課
森と湖に親しむ旬間	下湯、久吉、飯詰の各ダムにおいて、小学生等を対象に森林教室やダム見学会等を実施。(H14.7・9月開催、計384人参加)	河川砂防課
学校週5日制対応事業	学校週5日制による休業日に自然体験活動などをおして心豊かでたくましい子どもを育てる。(計26回、1,672人参加)	教育庁生涯学習課

第15節 パートナーシップの形成

今日の環境問題を解決し、「持続可能な循環型社会の実現」をめざすためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のため取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していく広範かつ強力なパートナーシップの形成が必要です。

そこで、県では、青森県環境計画及び青森県環境保全施策実行計画において「環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成」を重点施策として位置づけ、各主体によるパートナーシップ形成のための自主的な活動を行うセンター的機能の構築に向けた取組を進めています。

平成12年度には、「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に、県職員による検討グループとNPOとが協働して取り組み、報告書をまとめました。

平成13年度は、この成果等を踏まえ、「環境パートナーシップセンター検討委員会」において、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案されました。

平成14年度には、これまでの検討の経緯を踏まえて「青森県環境パートナーシップセンター」が設立され、平成15年1月に特定非営利活動法人として認証されました。

第3章 環境保全の主要課題と展望

工場・事業場等の産業活動に起因する環境の汚染は、法体系の整備や公害防止施設の整備などにより、全般的に改善の傾向を示していますが、都市化の進展とともに生活排水による水質の汚濁、廃棄物の不適正処理など、日常生活に密着した問題の発生とともに地球規模での汚染の広がりを見せています。

一方、生活が豊かになるにつれて、うるおいややすらぎのある、より質の高い快適な環境を求める県民の意識も高まっています。

このため、今後の環境行政の展開に当たっては、これらの問題点等に注目し、問題の改善に向けて計画的、効果的に各種施策の推進を図る必要があります。

第1節 大 気 汚 染

本県の大気環境は、概ね環境基準を達成し良好な状態にあります。しかし、首都圏においては自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっており、本県においても自動車交通量の増加などに伴う自動車公害対策は重要な課題となりつつあります。このため、自動車排出ガス測定局の整備を行い、監視体制の強化を図っています。また、大気汚染防止とともに地球温暖化防止の対策でもある、アイドリング・ストップの推進を行っています。

一方、全国的に、低濃度ではあるが多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期暴露による健康影響が懸念されていることから、国では、平成8年5月に大気汚染防止法を改正し、事業者には、これら有害大気汚染物質の排出抑制のための取り組みを求めるとともに、地方公共団体には大気汚染の状況を把握するよう求めています。

県では、平成9年2月に国が示したモニタリング指針に基づき、平成9年度から有害大気汚染物質のモニタリングを行っています。八戸地区において金属類が高濃度で検出されていることから、今後も継続して調査を実施して状況を監視していくこととしています。

第2節 水質汚濁

本県の公共用水域における水質汚濁の状況は、工場・事業場の排水施設の整備、下水道の普及等により改善されてきていますが、一部の中小都市河川の水質は依然として改善されない状況にあり、その原因の一つである生活排水対策への積極的な取り組みが重要課題となっています。

水質汚濁防止法では、特に対策が必要な水域については、生活排水対策重点地域に指定し、計画的な対策の推進を図ることとされており、県は平成5年12月に新井田川河口水域に係る地域（八戸市）を、平成9年9月には古間木川流域（三沢市）を生活排水対策重点地域に指定しました。

平成11年3月には三沢市が策定した「古間木川流域生活排水対策推進計画」の推進を期するための目標値とすべく、環境基本法に基づく環境基準の類型指定を行い、同時に青森市の人口密集地を流れ、生活排水による汚濁が問題となっている沖館川についても類型指定を行いました。なお、古間木川については、依然として環境基準未達成ですが、沖館川については平成15年度において、環境基準を達成しました。

抜本的な生活排水対策としては、下水道等の整備がありますが、その普及には長い年月と莫大な費用を要することから、今後とも住民の水質保全意識の一層の高揚を図り、行政と住民が一体となって取り組むことが必要となっています。その一例として、県では閉鎖性水域である陸奥湾について、良好な水質環境を将来にわたって維持していくために、むつ湾アクアフレッシュ事業を展開しており、各種啓発事業を行っています。

第3節 廃棄物処理

近年の生活水準の向上、生活様式の多様化、さらには経済活動の拡大等により、廃棄物の排出量の増加、質的多様化が進んでおり、今後ともこのような状況が続くと、廃棄物の最終処分場のひっ迫化につながるおそれがあり、これまで以上に不法投棄等の不適正処理が誘発されるなど、地域の生活環境の保全上大きな問題となることが懸念されています。

このような状況に対処し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理が極めて重要であり、その推進が求められています。

「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された国の「循環型社会形成推進基本計画」を受け、本県においても、地域の循環型社会形成に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「青森県廃棄物処理基本計画」を包含する「(仮称)青森県循環型社会形成推進基本計画」を平成17年度中に策定することとしています。

この計画は、本県における産業活動や日常生活等における各種資源の投入量を把握し、廃棄物発生量やエネルギー消費量の抑制、再使用・再生利用の適切な推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すものです。

1 一般廃棄物対策

一般廃棄物については、排出量の増加やごみ質の多様化に伴い、焼却処理によって発生するダイオキシン類の削減対策など、高度な中間処理技術が求められているほか、最終処分場の新規設置も困難な状況となっています。

このため、処理施設とリサイクル施設の有機的・一体的整備を図りながら、広域的な処理を進めるために、平成10年4月に策定した「青森県ごみ処理広域化処理計画」に基づき、市町村による適正・効率的な施設整備を調整・誘導しているところです。

廃棄物の減量化・リサイクルについては、平成12年度から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法」が完全施行され、県内全市町村が容器包装の分別収集、リサイクルを実施しており、平成15年度には約2万9千トンが収集され、約2万8千トンが再商品化されています。

また、平成13年度からは「特定家庭用機器再商品化法」、いわゆる家電リサイクル法が本格的に施行され、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目については、家電小売店等を通じて指定引取場所に引き取られた後、製造事業者等によりリサイクルされています。平成15年度には約8万6千台が県内8か所の指定引取場所において引き取られた後、家電リサイクルプラントでリサイ

クルされています。

このほか、空き缶等の散乱を防止するため、平成9年12月に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定、平成10年4月から施行し、21市町村の24地区を「空き缶等散乱防止重点地区」に指定するなど、環境の美化を推進しています。

2 産業廃棄物対策

青森県廃棄物処理基本計画によると、事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出量は増加傾向にあるものの、減量化・リサイクルが進んでいることから、最終処分量は大幅に減少しており、今後横ばいから微減状態になると予想されています。

しかしながら、不法投棄やダイオキシン類の発生等廃棄物処理に対する不安・不信心から、産業廃棄物処理施設の立地に対する地域住民の理解を得ることが困難となっており、特に最終処分場の立地が進まず、残余容量がひっ迫しています。このような状況が続くと、不法投棄の増大等による生活環境への影響や産業活動に支障を生ずることが懸念されることから、引き続き、産業廃棄物の減量化・リサイクルの一層の推進を図っていく必要があります。

また、今後さらに増加するおそれがある不法投棄に対応するため、平成14年度から3年間を緊急対策期間と位置付け、行政・事業者・関係団体が一体となった全県的な監視・通報、意識啓発体制を構築し、不法投棄の未然防止と早期解決を図ることとしています。

第4節 下水道等の整備

今日、下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。平成15年度において県内では、49市町村（8市26町15村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業及び9か所の過疎代行事業（「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく）を実施しています。近年、住民の下水道に対する要望が多いことから、県では町村に対し、平成4年度から「下水道事業緊急促進費補助」制度を実施、平成8年度からは「町

村下水道緊急対策事業費補助」制度に改訂し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図ることとしています。

このほか、下水道が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、合併処理浄化槽設置事業に対する補助を実施しており、平成15年度は41市町村で1,181基を整備しています。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成15年度末で、40市町村（7市19町14村）で124処理区の農業集落排水事業（うち過疎地域の4村、8処理区が県営事業）を実施しており、102処理区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、積極的に推進することとしています。

また、漁港漁村地域においても、漁港機能の増進と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで9町村（3町6村）で17地区の漁業集落排水施設を整備しており、平成15年度末現在で13地区が供用しています。

第5節 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然やすぐれた自然景観を有するものとして、十和田八幡平国立公園や下北半島国立公園、津軽国立公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の8地域が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域及び白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域並びに愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、4つの国指定鳥獣保護区及びの83県指定鳥獣保護区として保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年に県立自然ふれあいセンターが完成して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設するかたちで情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区へ、森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年度から整備し、平成11年9月に開館しました。

第6節 環境放射線等監視

県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及び日本原子力研究所むつ事業所周辺地域における放射線等の監視を実施しています。

また、文部科学省の委託により核実験等による放射性降下物の影響を把握することなどを目的として、県内全域の環境における空間放射線や環境試料中の放射性物質の水準調査を実施しています。

今後も平成15年4月に設置した青森県原子力センターを拠点として、原子燃料サイクル施設及び日本原子力研究所むつ事業所周辺地域におけるこれまでの監視を継続し、安全性の確認を行うとともに、平成17年度運転開始予定の東通原子力発電所についても、環境放射線監視を行います。また、県内全域の環境放射能水準調査を継続実施します。

なお、原子力関連施設に対しては、県民の安全・安心に一層の重点を置いた対応をするため、平成15年9月に設置した「原子力施設安全検証チーム」において、事業者からの報告など、様々なものについて検証することとしており、その検証結果等を踏まえ、県として、より適切な判断、対応をしていくこととしています。

第4章 世界遺産としての白神山地

第1節 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、北東部には「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」が、秋田県側の北東部には「秋田白神県立自然公園」が、南部には「きみまち坂県立自然公園」、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原始的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦面積の全部が世界遺産リストへ登録されました。

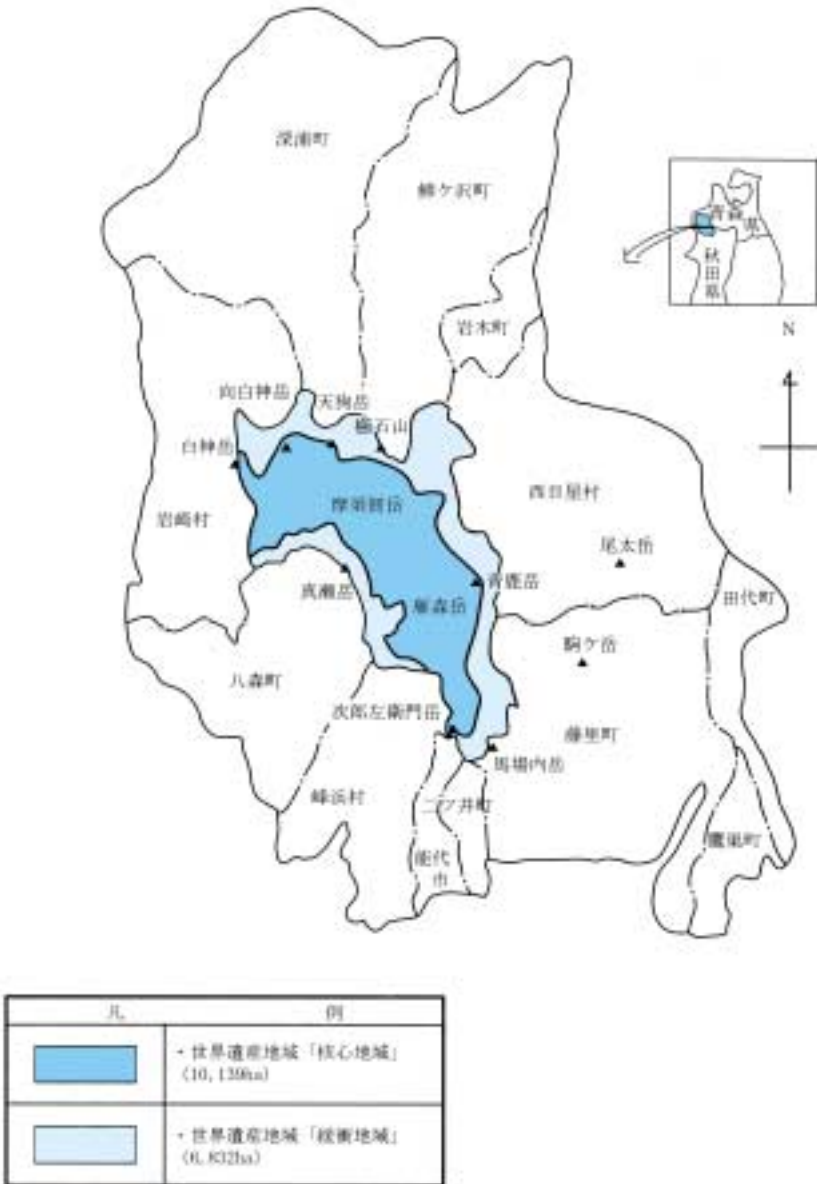


図1-4-1 白神山地の概要図

表 1-4-1 世界遺産条約の概要等

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目 的	<p>国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておこうとするものである。</p>
概 要	<p>世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。</p> <p>事務局は、国連のユネスコに置かれている。 (ユネスコ：国際連合教育科学文化機関)</p>
経 緯	<p>1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国が1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。</p> <p>我が国は、1992年6月30日に締約国となっており、2002年8月現在の加盟国数は174国に達している。</p>
世 界 遺 産 の 数	<p>2004年6月現在、788の世界遺産が登録されている。</p> <p>自然遺産154件、文化遺産611件、文化及び自然遺産の複合遺産23件)</p>
自 然 遺 産 の 定 義	<ul style="list-style-type: none"> ○無生物又は生物の生成物群から成る特徴のある自然の地域であつて、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの ○地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であつて、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの ○自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であつて、学術上、保存上又は景観上普遍的価値を有するもの

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
世界遺産委員会の 選定基準 白神山地は、選定 基準のiiに該当	自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準（クライテリア）に該当することが必要である。 i 地球の進化の歴史のある段階を顕著に例示していること。 ii 現在進行中の重要な地質学的過程、生物学的進化、自然環境と人との相互関係を顕著に例示していること。 iii すばらしい自然現象や地形、あるいはまれにみる自然美の地域を含んでいること。 iv 絶滅のおそれのある動植物であって、科学上、保存上の観点から、すぐれて普遍的な価値のあるものがそこに今も生き延びている、もっとも重要かつ意義深い自然生息地を含んでいるもの。

第2節 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた地球上で最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されているが、小型哺乳類については、さらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。なかでも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。また、平成4年7月に新種のゴミムシが世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例と

いえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

第3節 世界遺産（自然遺産）としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、「将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たす」ことが求められています。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義をもつことになると考えられます。

第一は、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まることが期待されるとともに、県民にとっても、その価値を再発見する好機会になったものと考えられます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚が期待されることです。世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要さが再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されることです。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護す

ると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても平成13年10月には、秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか平成14年10月には、「世界自然遺産白神山地国際シンポジウム」を青森市で開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

第4節 保護対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に策定しました。

今後、入山対策として白神山地世界遺産地域巡視員による啓発指導等を強化するとともに、平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定した「白神山地世界遺産地域管理計画」との整合を図りつつ、「白神山地保全・利用基本計画」に基づいて白神山地の価値についての普及啓発活動、県民の意識高揚、自主的な活動の促進等の保護対策を関係町村等と一体となって推進していくこととしています。

なお、白神山地の適正な保護管理及び自然保護に関する普及啓発をより一層推進するため、国（環境省）では、白神山地の保護管理、学術研究の拠点として「白神山地世界遺産センター」を平成7年度から8年度にかけて整備し、県もこの施設に併設して、環境学習や情報提供の機能を有する「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。

また、県では、平成15年10月には、登山客の増加が著しい白神岳において、かつての主要ルートであった「二股コース」を再整備しました。これにより、白神岳は「鯉山コース」との周回コースとなり、登山客の分散化が図られ、登山道の荒廃を予防できるものと考えられます。

第5節 第2回世界自然遺産会議

世界自然遺産の保全及び世界自然遺産を活かした豊かな地域づくりを進めていくためには、地域住民や地元自治体の果たす役割が重要となります。

このため、平成12年5月、アジア太平洋地域の自然遺産を有する14カ国20自治体の参加のもと、鹿児島県において、世界遺産の保全と世界自然遺産を活用した地域づくりの在り方を議論するとともに、住民参加による豊かな自然を活かした循環と共生の地域づくりを促進するために、第1回世界自然遺産会議が開催されました。

この会議において、第2回会議をオーストラリア・クイーンズランド州で開催されることが承認され、本県は第3回会議の招致活動をしていました。ところが、同州が会議開催を辞退し、本県での第2回会議の開催の要請がなされたことから、ユネスコ世界遺産センターの調整のもと、平成15年11月、本県で第2回世界自然遺産会議を開催することが正式決定しました。

第2回会議の開催に向けては、平成16年1月、県内を中心とした関係各界代表者等で構成する第2回世界自然遺産会議実行委員会を組織し、同年5月、基本計画を策定しました。

その概要は『大いなる生命の循環 ^{いのち} 見つめよう、自然の中の私たち』をテーマに、弘前市や白神山地の地元町村を会場として、平成17年10月15日から17日までの日程で開催し、基調講演や分科会、事例発表会、「こども交流プログラム」などを実施し、最終的には、地方政府・自治体の長等による白神山地サミットを開催し、白神山地宣言を採択するというものです。

なお、第2回会議には前回会議を上回る、アジア太平洋地域の世界自然遺産を有する16カ国、27自治体に参加を要請していくこととしています。

また、第2回世界自然遺産会議の開催に向けて、分科会の討議内容や白神山地宣言などについて、実務者レベルでの事前の意見交換を行うため、平成16年10月、海外の5自治体の世界遺産管理者・担当官やユネスコ世界遺産センターの世界遺産専門家等による実務者会議を開催し、さらに、会議のプレイベントとして地元の中学生などが参加しての「こども交流プログラム」、開催気運を盛り上げていくための「世界自然遺産白神山地写真コンテスト」を実施しています。

第2回世界遺産会議は、世界自然遺産の保全や自然と共生する豊かな地域づくりなどを議論する場であると同時に、本県の自然と文化の素晴らしさを国内外にアピールする絶好の機会となるものであり、簡素な中にも温かみを感じられる会議となることを目指しています。

表1-4-2 第2回世界自然遺産会議の日程内容（平成17年開催）

日程	プログラム	内 容	開 催 場 所
10月15日(土)	開会行事	開会式	弘前市民会館
		基調講演 世界自然遺産に関する講演 〔講演者〕ユネスコ事務局長官房特別参与 服部英二氏 〔テーマ〕自然と共生する「森の文化」を広めるための地方政府・住民等の役割について（仮題）	
	分科会	第1分科会 世界自然遺産の保護保全	弘前市民会館
		第2分科会 世界自然遺産等を活かした地域づくり	弘前文化センター
〔歓迎レセプション〕	〔海外参加者等との交流のタベ〕	弘前市内ホテル	
10月16日(日)	事例発表会	第1事例発表会 (主題)自然保護や環境保全などの先進事例	西目屋村 中央公民館
		第2事例発表会 (主題)エコツーリズムなど共生に配慮した地域おこし	日本海拠点館 あじがさわ
	子ども交流プログラム	環境学習等を通じて子ども同士が交流	岩崎村、深浦町
10月17日(日)	白神山地サミット	・ 地方政府・自治体首長等による意見交換 ・ 白神山地宣言の採択	日本海拠点館 あじがさわ
	閉会行事	会議総括 閉会	日本海拠点館 あじがさわ

第5章 環境に配慮した事業の推進

今日の環境問題は、生活排水による河川の汚濁等の都市・生活型公害から、廃棄物の増大、酸性雨、熱帯林の減少等の地球環境問題まで、複雑・多様化しています。これらの環境問題については、一人ひとりの生活や行動とともに、経済社会活動が与える環境への負荷が大きな原因の一つとなっていることから、豊かな自然や環境の恵みを将来に継承していくためには、各種の事業の実施に当たって、環境への配慮を行う必要があります。

本県においては、国の補助事業を積極的に活用するなど、緑地、河川等の整備をはじめ、農業、畜産業、漁業等の各種事業において、環境に配慮した事業が行われています。

第1節 企画政策部関係事業

1 地域省エネルギーの推進

青森県は全域が積雪寒冷地であり、冬の暖房や給湯、消融雪のため、燃料や電力などのエネルギー消費量が多くなっています。また、今後も恒久的な雪対策としての融雪設備の導入が進むと考えられることから、将来にわたるこれらの潜在的な熱需要をも考慮に入れた省エネルギー対策が求められています。

このため、県では、平成15年3月に策定した「青森県地域省エネルギービジョン」に基づき、エネルギー多消費地域に適したコージェネレーションの導入など、省エネルギー対策についての普及啓発を行っています。

第2節 環境生活部関係事業

1 じん芥収集購入費補助(十和田八幡平国立公園の美化清掃活動)

県民の貴重な自然資源である十和田八幡平国立公園の快適な利用と公衆衛生の確保を図るため、本公園の景勝展望地やキャンプ場等の公共的な場所における、清掃活動を支援しています。

平成15年度には、平成7年度に購入したじん芥収集車が秋田県、関係5市町

村、十和田湖国立公園協会との協力により更新されました。

第3節 商工労働部関係事業

1 環境対応型接合技術の開発

工業製品における金属微細部品の接合は、古くから、鉛一すずはんだが広く用いられてきましたが、鉛は、体内に入ると黄疸を主とする鉛中毒をおこす危険な物質であり、鉛を接合材料に使用しないことが世界的な潮流になりつつあります。

このため、人体に影響を与えず、環境に優しい接合技術を確立することとし、鉛一すずはんだを用いず、レーザー照射等により金属微細部品を接合する新たな技術を開発しています。

2 環境循環型非塩素系凍結防止剤の開発

我が国の積雪地帯では、道路の凍結防止対策として、塩化ナトリウム等の塩素系の凍結防止剤が多く散布されていますが、舗装道路、車両や橋梁等の劣化、道路周辺の植物への影響等が懸念されています。

このため、塩素系を代替する低価格の非塩素系凍結防止剤の開発が必要とされており、これまで大半が産業廃棄物として処理されてきたりんごの搾り粕とホタテの貝殻を再利用し、ゼロ・エミッション型製造システムとして環境に優しい酢酸カルシウム系の凍結防止剤を開発しています。

3 むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想の推進

県では、むつ小川原開発の新たな展開を図るため、地球規模での資源・エネルギー問題や環境問題などの重要課題への対応として、水素を軸とし、資源、事業、国・地域の枠を超えた次世代エネルギーシステムの創出に向け、水素に関連した研究開発や実証試験等をむつ小川原開発地区（六ヶ所村）に集積させる「むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想」を平成14年7月に策定しています。

現在、この構想の先導プロジェクト実現に向け、処理が喫緊の課題となって

いる家畜排せつ物等のバイオマスからメタンガスを取り出し、ガスエンジン等によって電気と熱、さらに排気中の二酸化炭素をも活用し、農業施設に供給・利用して作物を栽培する「トリジェネレーションシステム実証プロジェクト」について、平成15年度に策定した基本方針を踏まえた取組みを進めているほか、製材残材等の木質バイオマスからメタノール等の液体燃料を製造する「バイオマスガス化液体燃料製造実証プロジェクト」についても、基本方針の取りまとめに向け、検討を進めているところです。

第4節 文化観光部関係事業

1 奥入瀬溪流自然環境の活用

奥入瀬溪流では、マイカーやレンタカーなどの自家用車利用の観光客の増加により、ゴールデンウィークや紅葉シーズンなどは交通渋滞が慢性化しており、排気ガス等による自然環境への影響が懸念されています。

この問題解決の方策の一つとして、奥入瀬溪流を完全に迂回するバイパスの整備事業が進められており、全体のバイパス完成後は、時期や車種を限定しない本格的な交通規制が実施される予定となっています。

このことから、奥入瀬溪流利用適正化協議会（会長：十和田湖町長）では、平成15年度からバイパス完成まで試行として奥入瀬溪流への自家用車交通規制を実施しており、今年も10月2日～3日までの2日間実施しました。

第5節 農林水産部関係事業

1 環境にやさしい青森農業の推進

近年、地球規模での環境保全の必要性が強調されている中で、農業分野においても農薬や化学肥料の削減など、環境への影響に配慮した農業を確立することが求められています。

そのため、平成12年3月に策定した「環境にやさしい青森農業の進め方」と「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、環境への負荷を低減する農業技術についての試験研究や、地域農業改良普及センターに

おける、展示ほの設置や講習会等による技術指導、さらに、稲わらなどの地域資源を活用した土づくりと化学肥料や農薬を減らした栽培の促進や、それに取
り組む農業者をエコファーマーとして認定し支援措置を講じることにより、「持
続性の高い農業生産方式」の導入を促進しています。

2 稲わら焼却防止活動

稲わらの焼却は減少傾向にあるものの、一部地域で依然として行われており、
貴重な有機性資源の損失のみならず、健康への悪影響や交通の妨げが心配され
るほか、本県のマイナスイメージとなることが懸念されています。

このため、平成15年度は焼却防止の啓発活動の実施、水田へのすき込みや堆
肥化による土づくりの推進、一般住民へ稲わらを提供する「稲わらふりーでん」
や「稲わらフリーマーケット」の設置、畜産農家等や福祉施設への稲わらあつ
せんなどによる稲わらの有効活用を推進するとともに、焼却の行われている地
域へ重点指導を行い、稲わらの焼却防止を図っています。

3 畜産公共事業

畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産生産基盤や家畜排
せつ物を適切に処理するために必要な畜産経営の総合的な環境整備の推進を図
っています。

4 地域用水環境整備

農村地域は、豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた空間を形
成してきましたが、その中で、農業用水は農業生産以外に、生活用水、防火用
水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、親水など地域用水とし
て多面的な機能を有しています。

一方、近年の農業構造の変化や農村の混住化の進展等は、集落による施設管
理機能の低下や水質の悪化等を招いていることから、地域住民のニーズや都市
住民のニーズ等に即して地域用水としての多面的な機能を適切に発揮させてい
くことが求められています。

このため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する

多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るとともに、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とし、次の事業を実施しています。

- ・親水・景観保全のための施設として、親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備
 - ・生態系保全のための施設として、蛍ブロック、魚巢ブロック、草生水路、農道等の整備
 - ・災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備
 - ・渇水時に必要とする揚水機、送水管、ファームポンド、ため池、連絡水路等の整備
 - ・施設の適切な利用、保全を図るためのベンチ、休憩所、管理道路、遊歩道、水質保全施設、照明、案内板、安全施設等の整備
 - ・地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備
- 具体的には、中里町の「豊岡野地区」など4地区で事業が実施されています。

5 生態系に配慮した農業農村整備

水田は、メダカなどの淡水魚の産卵場所として適切な流速、水深、水温を有しています。同時にプランクトンの発生により稚魚の餌場としての役割を果たし、両生類や水棲昆虫など多くの生物が、水路のネットワークや水田農業特有の営みを活用して生活しています。また、ため池や農道周辺では希少な動物や植物の生息が確認されています。

農業農村整備事業は、このように多様な生物が生息する水路やため池、農道など農業用施設の整備を行う事業です。平成13年に土地改良法が改正され、事業を実施する際には、農家を含む地域住民との合意形成を図りながら、環境との調和に配慮し、地域の動植物の生態特性を踏まえた事業計画を策定することとなり、生態系に配慮した水路などの整備が進められています。

具体的な環境配慮工法は、以下のようなものがあります。

(1) 水 路

- ・魚道などの設置によって本線水路と支線水路との段差を解消し、魚類の自由な移動経路を確保する。
 - ・水路内に流れの緩やかな所をつくり、魚類の生息環境を確保する。
 - ・護岸に魚巢ブロック、植生ブロックを用い魚類・植物の生息環境を確保する。
- (2) ため池
- ・堤体に魚巢ブロック、植生ブロックを用い魚類・植物の生息環境を確保する。
- (3) 農道
- ・在来種による道路脇の緑化を行い、地域本来の植生の回復を図る。

6 「冬の農業」の推進

「冬の農業」の振興は、寒さや雪、温泉、バイオマスなどの地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物やその加工品づくり、観光・体験農業の広がりなどに取り組み、冬の働く場の拡大や所得の増加を図っていく本県独自の施策です。

県では、温泉熱など身近なエネルギーを活用した施設整備などを支援しているほか、試験研究機関では、環境問題にも貢献できるよう太陽光や地中熱、風力などの自然エネルギーを農業利用するための技術開発試験、家畜排せつ物によるバイオガスの生成と利用技術の開発試験、雪の冷熱エネルギーを利用した野菜・花きの生産技術の確立などに取り組んでいます。

7 松くい虫被害防止緊急対策

アカマツやクロマツが枯れてしまう松くい虫被害が、本県と北海道を除く全国で発生しており、その被害区域は秋田県では青森県境の八森町、岩手県では盛岡以南の紫波町まで北上しています。

松くい虫被害は、病気の元となるマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが運ぶことによって一気に広範囲にまん延することから、県では、被害を早期に発見するために、マツノマダラカミキリの分布調査や松くい虫予防巡視員による松林のパトロールを行っています。

また、これまでにマツノマダラカミキリが捕獲されている岩崎村、深浦町では、マツノマダラカミキリの繁殖・感染源となる枯死木や衰弱木の伐倒・くん蒸処理や林内整理などを実施し、松林の環境改善を図っています。

さらに、岩崎村では、マツノマダラカミキリの天敵となるキツツキ類の営巣箱の設置や、他県の被害材が県内へ搬入されるのを監視する松くい虫防除監視員を配置するなどの対策を講じています。

8 漁港環境整備

漁港における景観の保持及び美化を図り、潤いのある環境を形成して漁港環境を快適にし、漁港をより魅力あるものとするため、漁港施設用地等に植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行うものです。

平成16年度においては、大畑漁港等2か所において整備が行われます。

第6節 県土整備部関係事業

1 河川浄化

河床に沈殿した汚泥や流水の汚濁の進んだ河川を対象に、汚泥の浚渫、浄化用水の導入、浄化水路の整備などにより、河川の水質浄化を行い、清浄な流水の確保を図ることにより、河川と地域の人たちとのふれあいの場を創出し、生活環境の改善を図るものです。

本県での河川浄化事業は、八戸市の新井田川（昭和49～58年、汚泥浚渫）、青森市の沖館川（昭和59～平成7年、汚泥浚渫）、弘前市の土淵川（平成元～7年、礫間接触酸化法）、むつ市の田名部川支川明神川（平成7～10年、礫間接触酸化法）の4河川で実施しました。

2 ふるさとの川整備

近年の都市化や地域開発が急激に進み、豊かな水辺の自然を失いつつあるなかで、美しい水辺空間を取り戻し、街づくりと一体的な治水施設の整備を図ろうとするものです。

治水対策を図りつつ、緑あふれる情景と個性ある水辺景観を形成し、うるお

いのある川づくりを通してふるさとのまちづくりを目指すのが特徴となっています。

本県では、腰巻川、田子川、脇野沢川の三河川が指定を受けており、腰巻川については平成5年度に事業が完了し、田子川についても平成9年度に完了しています。

また、脇野沢川については、平成8年度に整備計画が認定され、事業を実施しております。

3 多自然型川づくり

治水対策に加え、河川が本来有している動植物の生息環境に配慮し、あわせて美しい河川の自然景観を保全あるいは創出していこうという川づくりのことで、この工法は、洪水の危険性やそれに伴う構造物の安全性などを損なうことなく、河川の自然を保護育成するという改修方法であり、県内全域で実施されています。

4 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上を図るため、階段式護岸、遊歩道、人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備を行うものです。

平成16年度においては、農林水産省所管の海岸で岩崎海岸1海岸、水産庁所管の海岸で鰯ヶ沢漁港海岸等3海岸、国土交通省河川局所管の海岸で向平海岸1海岸、国土交通省港湾局所管の海岸で小湊港等3港において整備が行われます。

5 港湾環境整備

港湾環境のアメニティの向上をめざし、レクリエーションやイベント等多彩な交流活動の拠点として、さらには災害時における救援活動の拠点等として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、豊かなウォーターフロントを形成するものです。

平成16年度においては、青森港等4箇所において整備が行われます。

第6章 歴史的・文化的環境の保全と創造

第1節 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点にたつて、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した環境の保全・創造を図っていくことが必要です。豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

第2節 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、歴史的・文化的遺産等広い分野にわたっています。

これら各要素についてみると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、歴史的・文化的遺産についても、文化財保護法等の法令によって指定、登録されている重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現わす集落・街並み、祭、伝統芸能なども含まれます。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

第3節 課題

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた歴史的・文化的遺産は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や歴史的・文化的遺産については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や歴史的・文化的遺産について重要性を再認識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や街並み空間、さらには田園景観の創造を図っていくことが重要です。人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

第4節 景観形成の推進

1 青森県景観条例に基づく景観形成の推進

県民にゆとりと潤いをもたらす優れた景観を有する県土の実現を図るため、平成8年4月1日に「青森県景観条例」を施行し、県土の景観形成を推進しています。

図1-6-1 青森県景観条例の体系



2 青森県景観形成審議会の設置

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議するため平成8年9月6日に設置されました。

平成15年7月に、第10回青森県景観形成審議会を開催し、平成14年度に策定したあおもり景観創造プラン21について報告するとともに、景観形成事業全般について審議いただきました。

3 青森県景観形成基本方針の策定

県土の景観形成を長期的・総合的に推進する上での目標や基本的な考え方、施策の実施に当たって考慮すべき事項等を明らかにするため、「青森県景観形成基本方針（平成8年11月27日公告）」を策定しました。

4 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼす恐れのある一定規模を超える建築物・工作物の建築、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準に則した審査をし、必要に応じて行政指導を行っています。

平成15年度の届出件数は306件となっています。

5 公共事業景観形成基準の策定

公共の道路、橋、建築物等は、大規模のものや、地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

6 「景観の日」関係事業の実施

県土の景観形成を推進するためには、県民及び事業者の自主的・主体的な活動を得ていくことが必要であり、この意識の醸成を図るため、青森県景観条例では6月1日を「景観の日」と定め、この日にふさわしい事業を実施することとしています。

7 新たな景観創造の取組み

平成13年度～15年度にわたり、「地域景観づくりリーダー養成事業」として、地域の景観づくりの柱となる人材の育成を目的として県民から希望を募り、ワークショップや事例研究等を内容とした「景観人講座」を開催しました。平成16年2月の第10回講座をもって61名が修了し、今後は、それぞれの地域において主体的な景観形成活動を行っていくことが期待されます。